

第8日目（6月17日）

○副議長（牧野 晶君） おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○副議長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。
なお、関 常幸君から午前中欠席、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

○副議長 本日は故桂宮宜仁親王殿下ご葬儀の当日に当たります。南魚沼市議会では弔旗により哀悼の意を表します。

〔午前9時30分〕

○副議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位7番、議席番号4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くから大変ご苦労さまです。それでは通告に従いまして壇上より質問をさせていただきます。

1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

きょうは1項目目ではありますが、公衆無線LAN整備環境に向けた取組みということで、本来であれば私の一番不得意な分野ではありますが、あえてきょうはこちらのほうに視点を絞って質問をさせていただこうと思っております。

「ICT」という言葉をよく耳にするようになりました。議会でも先日ICTの研修を行ったが、タブレット端末を利用したペーパーレス会議システムなど、私くらいの世代になると少し抵抗もありました。時代は確実に進化していると感じました。ICT、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーとは日本語に訳すると情報通信技術というそうですが、日本は何かとアルファベットの頭文字をつけるのが得意らしく、次から次へと生まれてくるIT用語は、もっと国民にわかりやすくできないかなと思うのは自分だけでしょうか。

さて、本題に入りますが、スマートフォンやタブレット端末など無線LAN機能を搭載した移動通信端末の急速な普及には目覚ましいものがあり、手軽にインターネットにアクセスできるようにはなりましたが、データ通信料が発生したり、通常の通信ではインターネットをする場合は、遠く離れた基地局から発信する電波を探すので電池が早く消耗したりします。近くに公衆無線LAN、Wi-Fiサービスがあれば電池の消費を抑えたり、動画や大容量のデータ通信ができるようになります。

このようなことから携帯通信網の負荷軽減回線として携帯電話事業者等により整備・運用が進んでいます。また市内の商業施設、店舗やコンビニ等でもこれらの端末ができるよう、無線LANのアクセスポイントを設置しているところが多くなっていると思います。Wi-Fi機能付きの自動販売機の設置も進んでいるという話を聞いています。

当市でも本庁舎、大和、塩沢庁舎、市民会館、大和・塩沢公民館、図書館の7か所で公衆無線LAN機器、フリースポットを設置しており、自分自身も数日前、本庁舎でノートパソコンを持ってきてインターネットに接続できることを確認してみました。市内に訪れる観光客、ビ

ジネスマン、市民など幅広く無償の通信環境を提供することで、観光案内や行政情報の発信はもとより、災害時の通信手段確保等や市内全体の情報化を進めることができると考えます。市内主要公共施設及び観光地で自由にインターネットができる公衆LAN環境整備について次の3点を伺います。

1番、訪日外国人旅行者が旅行中に最も困ったことに対するアンケート調査で、ダントツ1位が無料公衆LANの環境があげられています。残念ながら我が国のネット環境整備は、先進国の中でも遅れていまして、公衆LANのアクセスポイント、インターネットの接続場所は韓国の10分の1という少なさと聞いています。市内の公共施設、観光スポットで整備状況と今後の計画はあるか、民間など観光集客施設等への設置の支援やメリットについて自治体としてどうかかわっていくかを伺います。

2点目です。市では災害時の情報伝達でメールによる防災情報連絡システム、スマートボードやFMゆきぐにによる防災ラジオ等で災害時の情報を市民に伝えるようにしています。3年前の東日本震災では、多くの首都圏で公共交通機関がとまり、徒歩で自宅に帰る者、会社に泊まる者など多くの帰宅困難者が出ました。安否確認のため携帯電話で連絡をとろうにも不通状態が続く中、ツイッター、フェイスブックなどのソーシャルメディアと言われるものは稼働して、安否確認や情報のやり取りとして存在感を高めました。携帯電話が不通になったのは、ふくそうという利用者のアクセスが集中することによって回線がパンクするという現象のためです。災害時だけではなく、年末年始や花火大会などの大規模のイベントでもこのような現象は見られます。

一方、ソーシャルメディアなどインターネット通信では、データのやり取りをします。これはパケット通信といわれる通信方式で、データを小さなままとまりに分割して送信する、この方式のメリットは通信回線の混雑を回避して、道路に例えると迂回路を通ったり、バイクが渋滞の隙間を抜けるようにデータを届けることができます。ただ、災害時にこのインターネット通信で安否確認や連絡情報を提供するために無線LANを使ってインターネットへの接続ができる環境の確保が必要です。このようなことから防災の観点で市指定避難場所等に、耐災害性の高い公衆無線LANの整備の考えはないでしょうか。

3番目です。今後、内外の観光客の増加に向けての利便性や、南魚沼市に来たくなったり、住んでみたいとアピールする手段の1つとして、南魚沼市公式ウェブサイトやフェイスブック、電子パンフレットをどのように充実させ、情報発信と情報受信力にどう取り組んでいくかについて、檀上よりの質問とさせていただきます。

○副 議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様方、大変ご苦勞さまで。ありがとうございます。清塚議員の質問にお答え申し上げます。

1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

公衆無線LAN整備、環境整備についてであります。まず1番として市の公共施設、観光スポット等での整備状況であります。これは議員から今おっしゃっていただいたように、当市

の設置状況はご指摘のとおりであります。新しいものが図書館内ということでもあります。この無線LANアクセスポイント、これは無人でも自動運転でサービスを提供いたしますけれども、トラブルがあった場合に対応するために市の職員が常駐している施設が望ましいという意味も込めて、今のところ先ほどおっしゃっていただいた本庁舎、大和庁舎、塩沢庁舎、大和・塩沢公民館、市民会館、図書館というところがございます。

今後の整備計画でありますけれども、そのほかの指定管理者施設については指定管理者受託者から設置をしていただくものだというふうに考えております。その他の施設でありますけれども、県の補助事業を利用した観光施設に対するアクセスポイント設置を募集しております。今、道の駅「雪あかり」と上越国際スキー場の「ホテルグリーンプラザ」にも設置が決まっております。無線LANのアクセスポイントは、商業施設の集客に大きく関係すると考えておりますので、今後は民間企業によるアクセスポイントの設置が増えていくだろう。そういう際に県がこういう補助といいますかをしておりますので、市としてじゃあ、そこをまたどうするか、これはまた新たに考えていかなければならない問題だとは思っております。現在のところ県の補助事業を利用した部分に、市としてまた上乘せして補助をするということは特に考えておりませんが、県の補助事業に該当しないというような部分があった場合、これらをどうするのか今後の課題だろうと思っております。

行政区の緊急一時避難場所に耐災害性の高い公衆無線LANの整備でありますけれども、防災時でも無線LANは非常に情報発信に多様性がございますので、今、議員からおっしゃっていただいた携帯通信網の負荷軽減こういうことは、非常に重要なツールであるというふうに認識しております。

行政区の一時避難場所などへの公衆無線LANの整備につきましては、主にこれは災害時だということです。それで災害時を想定いたしますと、非常用電源の確保、それから回線の二重化、それからこういうことも含めて災害に対応した形の整備が必要となりますので、箇所数の多さ——避難所は非常に箇所数が多いわけでありまして——これはちょっと困難ではないかなというふうに考えております。

なお、災害時の公衆無線LANなどによります通信の確保は、携帯電話各社などが大規模災害時の公衆無線LAN無料開放の取り組みを進めておりまして、アクセスポイントの増加とともにこれは充実していくのだろうと思っております。

今現在、一時避難場所数が237か所ございます。行政区の集会所が160とか、学校が23とか、あるいは野外施設が39とかとございまして、これをとても全てということにはちょっと足りないだろうというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

ウェブサイトの充実はどう取り組むのかということでもあります。これも議員おっしゃっていただきましたように、観光協会や市の公式ウェブサイト、これは観光に訪れていただくための利便性の向上、あるいは若者だけでなく全ての年齢層においてこの南魚沼に住んでみたくなる情報発信や施策を進めることは、市の大きなテーマの1つであろうと考えております。観光という部分だけに絞って考えますと、観光客への利便性の向上この点につきましては、南魚沼

市が持つ観光資源をどうアピールするのか。それから、個々をどうやってつなげていくのか。複数の箇所を訪れてもらえるのか。これらを少し探究しながら反映させていかなければならないと思っております。市と各観光協会、観光施設などの関係者が連携して、内容はきちんと充実させていかなければならないと思っておりますので、情報発信、あるいは連携これらが不十分な部分につきましては、関係者と改善を図ってまいりたいと考えております。

南魚沼に住んでみたくなる情報発信ということでもありますけれども、そのコンテンツといたしますと子育てのしやすい環境、あるいは若い人が働ける場所の確保、こういう施策を充実させる必要がまずはあるわけでありまして、同時にそのクローズアップが必要になってくるものだと思っております。

特にこの若者向けの具体的な対策といたしましては、議会初日あるいは一般質問初日の15番議員の方の質問で触れましたけれども、人口減少問題の対策につきまして市内のプロジェクトチームを立ち上げて、昨年からおおむね40歳までの若手の職員に再編成をして検討を進めてまいったところであります。その結果、議員がおっしゃるように、若者が住みたくなるような市の魅力を、若者に対して情報発信するという事業提案を採用させていただいて、いまほど触れましたように補正予算で予算化をして事業化をしたところであります。

皆様方からご理解をいただいておりますけれども、この事業は再々申し上げておりますけれども、「呼び戻せ！隠れ南魚沼市民」こういう命題でありまして、若者の情報収集手段がウェブに偏重しているということから、ウェブサイトの充実を図るということでもあります。冊子も発行して配布いたしますけれども、重点はやはり専用サイトの立ち上げと運営ということでもあります。実際に南魚沼市に戻ってきたいと思う人が活用しやすいような総合サイトを目指して、企業情報、求人情報、生活情報こういったものを中心に、具体的な情報を発信あるいは相手方が取得できるようにしたいと思っております。

ほかのホームページにありがちな堅いイメージではございませんので、興味を持ってもらえるようなライフ・スタイル提言、特に魅力的な画像を活用しながら多くの人に訴求できるような構成も工夫するというふうにしております。職員の想像力に大いに期待をしているところであります。

いずれにいたしましても、情報化の急速な進展で新技術、新システムの開発普及が次々と行われておりまして、なかなかそれについていくのも大変だという、議員がおっしゃったように私もなかなかこの分野につきましては疎いほうでありまして、そう簡単に——言葉もわからない部分もありますしそういうこともあって非常に戸惑っております。目的あるいはターゲットによる使い方、これを行って費用対効果、これを見極めながら効率的に進めていかなければならないというふうにご考えておりますので、よろしくごお願い申し上げます。以上であります。

○副 議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

それでは、1点目の質問をさせていただきます。先ほど市長が言われたように、観光集客施設等のLAN整備にかかる県の補助金とかが出されているというのは、私も何かインターネット

ト等で調べると全国の中で宮城県とかも取り組んでいたように感じています。それはそれでいいのですが、恐らくもう数年先になれば、どこでもインターネットができるようなLAN整備が進んでいくのではないかなとは思っています。ちょっと聞いてみたかったのは、今回整備された7か所なのですが、無線LAN設置にはおおよそ幾らくらい1か所当たりかかったのか。そして、これは私の希望になるかもわからないのですが、やはり道の駅だとか高速のインターのところとか、南魚沼市のウェブサイトを見て、ともかくその中に入っていけば観光情報だとか市のやつをアピールするものがいっぱい入っています。見たくなっていくのです。ですから、そういうような看板の設置とかも今後考えていただければなと思っています。以上です。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

この設置にどの程度の費用かというのは、私が今存じておりませんので、情報管理室長に答弁させます。

○副 議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

1か所当たりの整備費用にあたりますが、非常に安価に設置することができます。機器自体は2万円程度でありまして、それに伴う回線、通信環境の整備等、設定費等で4万円程度かかりますので、1か所6万円程度あれば設置ができるというふうに思っています。

問題はその回線の費用でありまして、私どものほうは7か所について事前に公開端末を設置しておりました。有線でパソコンを置いた有線の端末を用意しておりました。その回線を使用しましたので、1か所6万円程度でフリースポットの設置ができたというところでありまして。以上です。（「案内をはったりとか」と叫ぶ者あり）

はい、失礼しました。フリースポットにつきましては、フリースポット協議会というところに加盟をしておきまして、そこがアクセスする人の管理をしております。そこからフリースポットであるというシール、ステッカーが配布されるわけですので、その設置場所についてはそのフリースポットのステッカーを張ってあります。以上です。

○副 議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

先ほど2万円から6万円くらいで設置できるということを伺いました。確かに私が先ほど言いましたように、今後は環境がかなり整ってきます。その中でセキュリティを考えたときに、やはり行政、ちゃんとしたところが提供する無線LANというのは、安心してアクセスができると感じています。そういう中で、もしほかの施設等で拡大できる部分がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

それでは2点目の災害の関係のほうにちょっと移らせていただきます。地域ICT強靱化事業で避難所等への整備等を行う地方公共団体に事業費の一部を補助するという中で、防災情報ステーション等の整備事業の活用を、ということで試験的でもいいですが、何か防災訓練のときとか実験とかができないでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

先ほど申し上げましたように、防災といいますが避難所全てにとというのは非常に困難性があるということは申し上げております。携帯電話各社でこの大規模災害時の公衆無線LAN無料開放の取組みも進めているということでもあります。いずれにしろ防災訓練でも何でもこういうことを活用できるような体制を、職員も含めて市民の皆さん方からもつくっていただかなければならないわけでありまして。どういう訓練内容にするのはちょっとまだ私は承知をしておりませんが、それらも含めてやはり訓練をきちんとやっておくと。やっておかなければ使えないということでもありますので、そういうことはやはり防災関係で考えてみたいと思っております。

○副 議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

ありがとうございます。それでは3点の質問の中に移らせていただきます。

南魚沼市の公式ウェブサイトのトップページで、アクセスが月間5万件——これは平成24年度のやつが載っていましたが——あったと聞いています。最近のアクセス情報とかがどれくらいあるのか、わかったら教えてください。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

秘書広報室長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○副 議 長 秘書広報室長。

○秘書広報室長 1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

このところの訪問者と言っておりますが、状況でございますけれども、今、議員がおっしゃいましたとおり月間平均しますと平成25年で5万4,400人で、平成26年に入りまして月平均で5万7,182件となっております。平成17年からずっと大体年間5万件くらい伸びておりまして、今のところ順調に推移しております。以上です。

○副 議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

大変喜ばしいことだと感じております。確かにアクセスが増えるということは本当に市の発信力につながるので、ぜひ執行部の皆さんから知恵を出して本当にいいウェブサイトにしていただきたいなと思っております。が、私が1点ちょっと感じたことを質問させていただきます。私も市のウェブサイトは、お気に入りに入れて時々見えています。トピックスとか新着情報は当然常に更新していくと思う中で、春のころからちょっと気になっていた観光情報のサイトの中の一部なのですが、「4月1日現在、市内登山道は残雪が多くまだ雪の状態です」とずっと以下の文が続いていくのですが、その末のほうを言いますと、「市内登山道の状況の一覧については、積雪情報など変化とともに新しい情報に更新を行います」と書いてあります。しかし、もう八海山が山開きをもうすぐ迎える中、29日ですよ。全然内容を更新していない。

やはり見る人たちというのは、そういうのをすごく敏感に思っている人がいると思います。やはり更新がなければ、市民も、ああ、また同じなのかというようにつながってこないと思っています。そういう中で、内容の更新についてのチェックは、どのような管理をされているのか伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

情報の更新がなかったということでありまして、それにつきましてはおわびを申し上げながら、また今後そういうことのないようにきちんと最新情報を届けなければ、これについては意味がないということになりますのでよろしくお願い申し上げます。そのチェック情報等についても、情報管理室——秘書広報室長が申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○副 議 長 秘書広報室長。

○秘書広報室長 1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

ウェブサイトにつきましてチェック情報ですが、ウェブサイトの記事につきましては、基本的には担当課で担当のほうから上げていただいております。ただ、全体の管理は秘書広報室でやっております。月1辺程度はこちらのほうでチェックをしているのですけれども、なかなか目が行き届かない点がございますので、我々も職員目を光らせてチェックをしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副 議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 公衆無線LAN整備環境に向けた取組みについて

大変ありがとうございます。それでは市のウェブサイト、そしてフェイスブックは、市民が本当に喜んで常に見たくなるようなサイトにしていきたいなと思って、大項目の1点目の質問を終わります。

2 10年後に向けて、市民の声を

それでは、2点目の10年後に向けて、市民の声ということで1点目の質問をさせていただきます。南魚沼市の総合計画の行政改革市民参画の事業名の中に、本庁舎駐車場整備事業が記載されています。この先3年間の事業費はついていませんが、事業内容として本駐車場不足と新図書館の駐車場との調整を図るため、新たな駐車場整備の検討を行うとしています。

現状を言うまでもありませんが、日によって、または時間帯によって、庁舎の周りを何回か回って駐車場を探しています。1台当たりのスペースも少なく、ドアを開けると隣の車にぶつかるほどであり、高齢者や女性がスムーズに駐車できないのが現状です。また、職員の駐車場についても万全ではないと感じています。

少ない用地を有効に利用できる自走式立体駐車場ですが、六日町市内の某パチンコ店では多雪仕様の、雪国仕様なのですが、3層4段連続傾床式では収容台数452台を確保できています。庁舎周辺の限られたスペースの中では、有効な手段だと思います。冬季は車の屋根の雪の処理が要らず、夏場は炎天下による車内の温度上昇の防止等メリットがあると感じます。本庁舎の駐車場の整備計画について検討中とあるが、どのように進展しているか伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 10 年後に向けて、市民の声を

駐車場の不足といいますかこれについてはずっと悩んでいるところでありまして、台数とかそういうことはもう細かくは申し上げませんが、その解決策として立体駐車場ということも検討してまいりました。しかし、建設のコストが非常に高いという部分これはこれといたしまして、地盤沈下区域でありまして、この問題。それから除雪の問題ですね。これは屋根つきの立体駐車場にしても、必ずその屋根かあるいは落雪した部分これらの除雪は行わなければならないわけでありまして、地下水をそう豊富に使うというわけにはまいりません。それらの問題がありまして、今現在は中止ということではありませんけれども、検討はしたけれどもなかなか困難性が高いと。

しからばどうするのだということですが、でき得れば周辺に適当な用地があれば、それを取得させていただいて、駐車場用地として確保したいという思いは持っております。まだ具体的なことは申し上げられませんが、一、二その候補地としてあげてあるところもございまして、これは所有者等の問題もありますので、まだ現実的に具体化するという部分ではございませんけれども、そういうことでもあります。

しかし、それらの用地の取得もちょっと困難だとか、図書館もこれだけ毎日 1,000 人以上から訪れていただいております、夏休みあるいは冬とかになりますと、もっともっと確か大勢訪れていただく。そこで駐車場が全然ないという話にはなかなかしていかせないので、これらをどうするか。そうしますと、再びこの立体駐車場、高コストであっても、あるいは軟弱地盤であっても、これは工法的に解決できるわけですので、それらも改めてまた検討に入らなければならないかということでもあります。今、具体的にこうするという部分はございませんが、常に大きな悩みの 1 つだということでもあります。状況としてはそういう状況であります。

それから、非常に駐車スペースが狭いわけです。これは昔にこうしたところと、それからある程度駐車台数を確保する意味で区画を切っていたわけですが、今、大体一般的には 2.5 メートルというところを 2.2 から 2.25 メートルくらいでとってあります。やはりこの区画を今年度、一般的な幅の区画に引き直しをしていきたいと考えております。そうなりますと各列 1 台分の駐車台数が減少しますので、1 列分につきましてはもう少し余裕のある幅、これが 2.75 メートル程度、こうして女性やあるいは高齢者優先駐車場こういうことも可能か否か、今検討しているところであります。

身障者用のスペースは正面玄関の脇に 3 台分設置をしておりますので、これは何とかなるだろうと思っておりますが、一応今年度、この区画の引き直しも考えておりますが、若干台数が減る、これをまたどうするのだとこういうことになりますので、まさにイタチごっこのような状況であります。先ほど申し上げましたように、用地の確保に向けてまずは取り組んでみる。それが不可能ということになりましたら、やはり再び立体駐車場これ以外にもうなくなりますのでこういうこと。

それから公用車が、60 台分一応今駐車用地としてとってあるわけでありまして、この公用車

をどうするか。これも台数が減るという状況にはなっておりません。おりませんので、これらの問題も総合的に考えながら、なるべく早く方向性をきちんと出したいと思っておりますので、もうしばらく時間の余裕をいただきたいと思っております。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 10 年後に向けて、市民の声を

大変ありがとうございました。一般的な区画に引き直していただくということで、今度は楽々とドアを開けられる駐車場になる反面、スペースが今度はとめる場所がなくなるのかなと思っています。私はパチンコはしませんが、今回調査目的で某駐車場を全部見させていただきました。大変傾斜が緩くて、私はあちこちの立体駐車場に行った中では、素晴らしい出来だと思っています。ぜひ、市長が任期のうちに、いい方向性を出していただきたいなと思っていますので、1 点目の質問は終わらせていただきます。

2 点目です。2016 年に「山の日」が制定されますね。それに向けて山に親しむ機会を得て山の恩恵に感謝するというのが趣旨だそうですが、六日町地内には坂戸山という有名な市民にとっても愛されている山がありまして、市内はもとより県内外からも大勢の方がみえています。

ですが、山頂にトイレがないということ。健脚の方であれば1 時間ほどで登られる。駐車場でトイレを足して下へ降りて来るということもあると思いますが、やはり女性目線とかそういう目で見たり、またいろいろ将来のことをその「山の日」制定に向けた中で、バイオトイレというのが、今、大分普及をしてきているそうなので、コスト、維持管理、立地条件の問題、いろいろさまざまな問題はあるかと思いますが、ぜひちょっと検討を願えないのかなと思って質問します。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 10 年後に向けて、市民の声を

駐車場のほうは任期中ということでありまして、任期は28 年までであります。その後はどうだこうだということはまだ申し上げられませんが、2 年の中で全て解決するのは少し難しい。では、あと4 年やれと言われるのか、言われないのかそれはわかりませんが、それはまた私の考えがございまして、なるべく早くということでご理解いただきたいと思っております。

坂戸山の山頂のバイオトイレでございますが、これは渴望しているところであります。しかし、議員もご承知のとおり国指定の史跡文化財、これは簡単に言いますと、現状を変えるということになりますとほとんど不可能。木1 本切るにも大変な届け出から始まります。

ここにちょっと前のことを調べていただいた部分がありますけれども、登り口に公衆トイレを平成15 年につくってあります。この工事でも文化庁長官の許可を得るために、まずはトイレの敷地の発掘調査、そして遺構を保存するための十分な盛土を下さい、そういうことを条件によろやく許可された。

では、山頂ということになりますと、例えば発掘調査をまずやって、そして遺構、何か出るわけですね。それを守るために盛土をあそこに下さいなどと言われても、これはなかなかで

きることでもありませんし、それ以前に現状が相当大きく変わるという見通しが立ちますので、まずこれは無理と。どう攻めても無理だろうということでありまして、これはちょっと設置は不可能ということ申し上げざるを得ないわけではありますが、よろしく願いいたします。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 10 年後に向けて、市民の声を

大変な問題だと私も理解しました。この質問を市民の皆様が聞いて、やはり要望しても無理なのだなというのを理解していただけるというか、発信していただけるということで、私もよかったかなと思っています。身近な問題ではありますが、議員の中には女性が今はいません。市民目線で未来の南魚沼市がよりよいまちになるように、市民の声をこれからも届けていきたいと思っていますので、市長もできるだけ答えていただきたいと思っています。これで質問を終わります。

○副 議 長 質問順位 8 番、議席番号 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 大きな声でおはようございます。先日、市民会館で挨拶の仕方を習ったところであります。議席番号 5 番、私、新人勝又が 3 回目の壇上よりの一般質問をさせていただきます。

1 市民サービスの拡充と市民目線の改革とは

今回は言語障がいのお話はしません。私の思い出話からいたします。私が四十四、五歳のころ、同級会で 25 年ぶりに会った友人が私を見て、「勝又君、君は変わらないね。あのころのままだ」と、そんなふうにしきりに言っておりました。注いだり注がれたりしながら、あのころの勝又君が君のここにいるようだと、この場所にいるようだと、いつまでも若いねと言って褒めてくれているのだと私は思ったのでありますが、やがて彼はにこにこしながら、「勝又君、変わらないということは進歩がないということなのだよ」と、そう言ってまたにこにこしていました。私はいつまでも若いといって褒められたのではないと、あのころのままだねと、そういう同級会でのエピソードがありました。進歩がないということは、何て言いましょうか、やはり変化がないということでもあります。「進歩」と「進化」とを置き換えて話をさせていただきます。

ことしの 3 月、六日町中学校の卒業式のとき、卒業生に向かって井口市長がダーウィンの進化論を引いて話しておりました。強い者が勝ち残ったのではない。また、賢い者が勝ち残ったのでもない。環境の変化に適応し、みずからを変化させた者が生き残ったのであると、そういう話をしておりました。私は思わず暗記して、これは一般質問に使えるなど、そう思った次第であります。

ダーウィンの進化論、そのきっかけとなったのは、イギリスの軍艦船ビーグル号が 5 年かけて世界 1 周をしたその船に若きダーウィンが乗って、あちらこちらいろいろな世界の様子を見て回って、ヒントを得たからだと言われていています。南米大陸を南、南と下り、有名なマゼラン海峡を経て、チリ、ペルーと北上して西にかじを切ったところに 800 キロメートルほど南米大陸から離れたところに島々が点々とするそういう場所があった。そこにダーウィンが立ち寄って、点々と見て歩くに、島ごとに動物も植物も少しずつ違う。これはもとは一緒であったはず

だ。なぜ、こういうふうに違うのか。ゾウガメも違う、小鳥のくちばしも違う、トカゲも違うと。大もとは一つでありながら生物が姿形を変えていく、これこそが進化なのだと、ダーウィンはこのときに大きなヒントを得たと言われていますが、この島々があつた有名なガラパゴス諸島であります。

ダーウィンで有名になつたこのガラパゴス諸島は、南米大陸から 800 キロという距離にあります。大陸の進化に取り残されたという意味ではありません。進化が遅れているという意味ではありません。独自に進化したということでもあります。5年間かけて世界を回つてダーウィンは、独自の進化論を打ち立てたわけではありますが、その辺の話は横へ置いておきましょう。

では、進化とは何か。人の先祖は野生のサルであつたというお話であります。サルの先祖はオオトカゲであつたかもしれません。さらにさかのぼれば、ワニのような形の両生類であつたとも言われています。もっとさかのぼれば、魚であつたという説もあります。我々の先祖が魚であつた。とてもそんなことは信じられません。しかしながら魚をよく見れば、頭は1つ、目は2つ、口も1つ、胃袋もあり、腸もあり、排せつもする。身体には背骨が1本しっかり通つております。皆さんご存じでしょう、魚類の内臓の中には浮き袋というものがあります。ガスが入っている浮き袋。あれが進化して我々が今日息をするときの肺の袋になつたと言われております。

そんなわけで魚が進化して人間になつたと。全く嘘とも思えないというようなお話でございますが、さらにさかのぼり、さかのぼり、得体の知れない生き物となつて原初の生物になる。それが時間とともに枝分かれして植物になり、昆虫になりという、そういう過程を経て今日に至っている。進化論とはそういうものであります。信じようが信じまいが自由であります、サルと人間の遺伝子レベルの情報は、遺伝子情報は99%一緒だということではありますが、なかなかサルが人間になつたという話は聞きません。

上田のあたり、あるいは大月、あるいは二日町、五十沢の奥でも私はサルを見かけました。あれを放つておくとやがて人間になるのでありましょうか。住民登録をするのではないかなんて冗談がありましたが、それは冗談のまま、サルはなかなか人間に進歩できない。なぜでありましょうか。進化の原動力とは何か。競争であつたと言われています。競争のあるところに選択という形が起きてそれで進化が起きるといふ、そのことを頭に入れておきましょう。

話は変わりますが、独占状態はよくないということで、世の中には独占禁止法というものがあります。競争相手が存在せず、支配的な経済行為が続くとサービスの量と質が低下する。独占状態では進化論における自然選択が働かないからであります。独占禁止法とは、健全で公正な競争状態を維持するため、不公正な行動を防ぐことを目的としていると聞いております。多くの選択肢があり、健全な競争原理が働いてこそ進歩、向上、発展が期待できるわけで、進化論の考え方もこれに似ています。進化の鍵は自然選択にあると言われています。生物が環境に適応するように、健全な競争が起これ、適者が生存することで進化が起きたとされています。

さあ、目を転じて市、行政の話に移りたいと思います。ある意味で市行政のシステムも独占と言えるのではないかと思います。市民は窓口を選ぶことができない。進化論における自然選

扱のメカニズムが働かないという事実があるからであります。同様の行政システムが幾つも地元があれば、おのずと健全な競争原理が働いて市民サービスは格段に向上するだろうと思います。市行政が土曜も日曜も窓口対応をしている。朝は7時半から、夜は7時まで窓口対応をしますなどというパターンができれば、市民は大喜びでありましょうし、全国的にも注目されることでありましょう。これは早番・遅番のローテーションを組めば簡単にできることであります。人件費の増加もありません。市民サービス優先で仕事するかどうか、その姿勢の問題であります。私はこうやってほしいと言っているわけではありません。民間ではるか以前からやっていることで、何も珍しいことではありません。民間でできることですから公でできないはずはないと私は考えています。

現状では市役所のシステムは、地元で1つでほかにもどこにもなく、健全な競争原理が働かないから今のままでいいと思ってしまうのであります。すなわち、進化のメカニズムがなかなか機能できないのであります。我々は変化を愛する精神を持ちたいと、そのように私は思っています。

さあ、もう一度私の友人の言葉を思い出してみたいと思います。「勝又君、変わらないということは進歩がないということなのだよ。君にはまだそのことがわかっていない。」ということは、私はこの言葉を終生忘れることはないと思います。

さて、通告に基づき私の一般質問を行います。南魚沼市の行政改革大綱に市民参画の推進、市行政組織の改革、人材育成の推進とありますが、この点に関して市民サービスの拡充、市民目線の改革とはどのようなものと考えているか、次の2点について市長に伺いたいと思います。

まず①、市政モニターのシステムは、十分に機能しているか。しばらく休止と聞いていますが、アクションプランの中を見る限り廃止の方向であるとありましたが、なぜ今廃止なのかお聞かせいただきたいと思います。

それからもう1つ、2つ目、アクションプランによる行政改革の推進とその評価。公表は十分になされているか。評価といっても曖昧なもので、私から見れば評価基準はないに等しいと思われま。これで適正な評価ができるのでありま。また、インターネット上で公開しているということですが、市民の中にはインターネットを利用しない人も多いと思。市報等で行政改革のアクションプランの結果を公表するべきと、私はそのように考えています。

以上で私の壇上からの一般質問を終わります。ご清聴をありがとうございました。また、いつもながら多くの皆様、傍聴に足を運んでいただきましたことを、ありがとうございました。

○副 議 長 勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 傍聴者の皆さん方が一気に増えまして、大変ご苦勞さまであります。お目当てが終わっても帰らないで、ほかの議員の皆さんの奮闘ぶりもひとつご覧いただきたいと思っております。

1 市民サービスの拡充と市民目線の改革とは

勝又議員にお答え申し上げますが、前段、ダーウィンもあるいは人間の祖先も含めて、縷々ご高説を賜りまして大変ありがとうございました。1つだけ、行政・民間このことについて述べ

られておりました。まさにそのとおりであります、我々行政は市民の皆様方から税金という形でお金をいただいて運営をしております。民間は物をつくって、売って、その利益で活動しているということでもあります。根本的な違いがございまして、全て民間と同じというわけにはいかないということは当然ご理解いただけると思いますが、民間のいいところ、取り入れられるところ、これらは100%とは申し上げませんが、それぞれ取り入れながら、まさにそれが行政改革ということではありますが、そういうことは進めておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

さて、市政モニターのシステムであります。議員からおっしゃっていただいたように、廃止の方向であります。これは今現在、なかなか積極的な参画、あるいは提言をいただけない状況となっております、市から依頼をいたしましたアンケートにご回答いただいているだけでございます。こういう中で、この3月31日をもって休止をしたということでもあります。

経過であります、行革のアクションプランにも取り上げまして、Eメールでのアンケート回答など提言の出しやすい手法を模索してまいりましたが、アンケートの回答率も減っております、従来型の市政モニターへのアンケート項目、これも減少してきておりました。

一方で若者まちづくり会議の創設、あるいはフェイスブックの開設、こういう新たな取り組みも始めているところでございまして、ご意見やご提言をいただく場合は、多いほどよいと思っておりますけれども、委員の委嘱も難航している。なかなかお願いしても受けていただけない、そういうことで休止であります。

何もないときは提案もないというようなそういうことでしょうけれども、そうばかりではないのだからと思っております、今後も市民の皆さんの声を聞くという、その姿勢は全く変わっておりませんし、それで行政を進めていくということは全く変わらないわけでもあります。市政ポストあるいはパブリックコメント、こういう制度に加えまして、先ほど触れました若者まちづくり会議、こういうさまざまな計画における委員会、こういうことで市民の皆さん方からのご意見、ご要望を市政に反映する機会として十分に機能させていきたいと思っております。

なお、市政懇談会も合併以来10年にわたって毎年連続してやっております。当初はちょっと回数は多かったのですが、今は1年大体16会場ですね。それで、やはり年々そこに参画をいただく皆さんの数は減る傾向であります。激減しているとかそういうことではありません。ただ、会場によっては増えたり減ったりということはあると思いますが、何を意味するのか。刺激がないのか。申し上げたいことがないのか、それはわかりません。行っても無駄だと思っ
て来ないのか、これもわかりません。けれども、一応、おいでいただいた方からのアンケートを見ますと、まあまあ会場の問題とか時間の問題とかそういうことは若干ありますけれども、おしなべてやはり市政懇談会は継続していくべきだということでもあります。私、これもまた任期という話になりますが、任期中は当然継続して行っていこうと思っております。

今、市政モニターは、平成24、25年の状況ではありますが、委嘱者が37名であります。これは資格要件を満たす市民の皆さんの中から男女同数を無作為抽出で70人お選びをしたわけですが、同意のあった方は37人ということでございまして、この方に委嘱をしながら2年間

この委員の方でやってまいりました。アンケートの回答が24年度は30人でこれは81%でした。25年度は29人で78%、こういうことでやはり徐々に減っているということでもあります。この市政モニター制度というのは、一時的にはいい機能をしていたのだと思いますけれども、現在に至りますと、これでそれでは市民の声が全部市のほうに反映されているかということになりますと、先ほど触れました別の委員会あるいはまちづくり会議、これらを重点的にやっていくほうが効率的であろうというふうに考えておるところであります。

アクションプランによる改革の推進とその評価・公表。公表であります、議員おっしゃった広報誌にも出せと、これは非常に項目が多くて、広報、紙ベースにはちょっとなかなかしづらい部分があります。それで、インターネット上ここで公開させていただいているところあります。抽出をして重要な部分だけということでもありますれば——ただ、それをやりますと、行政はいいところだけつまみ食いをして出しているのではないとか、いろいろの話も出ますので慎重に検討いたしますが、そういう要望が非常に多いということであればまた検討しなければならないと思っております。

アクションプランそのものは職員みずからがこのプランを立てて、その進み具合、進捗状況を行革委員の皆さん方からもきちんと点検をいただいているということでもあります。内容的に具体的にここが、そこがということであれば、それはまたそれなりにお答えいたしますけれども、1つの点は、やはり職員がみずから今行政が行っておりますそれぞれ種々の事業等に対して、まずは自分たちで考えて、廃止できるものは廃止、あるいは新たに加えなければならないものは加える、こういう発想を持てるようになってきたと、これだけでも大きな進歩だと私は思っております。

改善すべき点は多々あるかと思っておりますけれども、徐々にということでありまして、このアクションプランそのものの公表といいますか、これは総合計画審議会とか、そういう皆さん方には全て数値化をして全部出しております、これが非常にさっき言いましたように相当な冊子になる。これが広報になかなか載せづらい部分だということではありますが、また改善できるところは我々は改善しながら、市民の皆さん方にとにかくきちんとした報告はしなければならないと思っておりますので、よろしく申し上げます。概要的には以上であります。

○副 議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 市民サービスの拡充と市民目線の改革とは

市政モニターについてのお尋ねであります。今、市長は大きな動きがなければ、市民も行政になかなか関心を持たなくなるというようなお話をされました。だから、新しい提案も少なくなっていると、意見も少ないというようなお話でしたけれども、私に言わせれば、この二、三年の間、まさに大事業が目白押しであります。もう既に6月1日に駅前図書館がオープンいたしました。大原運動公園も野球場は既にできましたし、やがて全体が完成するのも間近と私はそう思っていますが、来年は魚沼基幹病院、そして市民病院の完成など、市民の関心事は山のようにあるはずであります。

したがって、市民サービスについての希望・要求もかなり出てきても不思議はないと私は思

っております。この時期に市政モニターは廃止または休止するということには、どうもなげけません。モニターのシステムがうまく機能していないとすれば、どこかやり方に平凡なところがあるのではないかと。もっとこの市政モニターを十分機能させるためには、アイデア・工夫をするべきではないかとそんなふうに思っております。少しでも市民の希望・意見をくみ上げようという姿勢があれば、この時期に市政モニター制度を廃止するというのは、私は賢明ではないと、そのように思う次第であります。さらにお尋ねするようで申しわけありませんが、よろしくお願ひします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市民サービスの拡充と市民目線の改革とは

議員がおっしゃるように、この二、三年ばかりではなくて合併直後から、我々から考えますと相当大きな問題が連続してずっとあったわけでありまして。野球場建設とか、図書館建設とかそういうことの中では議論も呼んだところでありまして。議会の中でもです。

しかし、では一般的にどうであったか。特にこの野球場問題というのは、平成20年それから平成24年の市長選挙でも一大争点になったわけでありまして。それをあれだけ取り上げられて、そして選挙で一応決着はついているわけですけれども、それでよしとしたのかどうかわかりません。ただ、1つ言えることは、匿名で投稿する変なサイトに——変な何て言っては失礼かな。爆サイとか、市民フォーラムとか、これはもう相当ありました。圧倒的に批判をするという部分でした。ただしかし、それがきちんと的を射た批判であれば結構なのですけれども、簡単に言うのであれば——そう言わないほうがいいかな、そんなものなのです。それだけ炎上しているブログがあるのですけれども、片や一般の市民の皆さん方には、それほど熱気といひますか、反対機運は盛り上がりません。このギャップがどうなのか。

これを見ますと私は別に自分が正しかったからということをお願いするつもりではありませんが、実際、状況を把握して、財政問題も含めてきちんと理解をしていただければ、何ら問題のない、そこだと思ふのです。問題のないことをさも問題があるかのように取り上げて、いわゆるあおるといふこういう人はいますよ、幾らでも。

しかし、それは施政モニターとは全然違うわけでありまして、市政モニターの方々はそういうことについての反応というのはほとんどないわけです。では提言も、あるいは質問しても答えない方もいらっしゃる。こうなりますと、市政モニターという部分については一時休止をさせていただいて、そのほかの手段で市民の皆さん方から直接的な声を吸い上げる、このほうが賢明であろうとこういふことで今回は休止をさせていただきました。

そういう事情でありますので、休止をしたのがいいか悪いか、これはちょっとわかりませんが、一応そういう方向を1回は打ち出させていただいたと。これによって市民の皆さん方の声が行政に届かなくなるということは全く考えておりません。それにかわる部分も相当補完をしながらやっついこうと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○副 議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 市民サービスの拡充と市民目線の改革とは

ご答弁ありがとうございます。市政モニター以外に市民の意向を十分くみ上げる方法は、幾らでもあるというお話でありました。私も実はそう思っております。モニター制度をやめても、ぜひ市民の意向に合うような行政をお願いしたいと思っております。

では続けてアクションプランのほうの質問に移ります。行政改革大綱についてであります。市行政における一般職員に、極めて重要なこの行政改革大綱の内容がまことに浸透していないと、私はそのように思っております。一般職員に何げなく話を聞いてみますと、それは総務へ行ってくれみたいなそんな対応がほとんどであります。行政改革大綱の内容そのものは、私は極めて重要なものと思っております。一般の職員に浸透していない。そのことこそが大きな問題であると思っておりますが、この現状について市長はどのようにお考えでしょうか。ご答弁をお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市民サービスの拡充と市民目線の改革とは

私も職員全てにこのことを問うてはございませんので、議員がそういう感想、実感を持ったということであれば、それは非常に反省をしなければならないことだと思っております。職員みずからが、まずは企画・立案これをしていくわけでありますから、それに携わらない人だから、例えば携わっていなかったからわからないという方はいらっしゃるかもしれませんが、本来それは全部全て職員も見て、それをきちんと自分のものにして、そして進んでいかなければならないわけであります。そういう実態があるとすれば、これは大きな反省点でありますので、今後、職員の中にきちんと浸透していけるようにまた考えていかなければならないと思っております。

○副 議 長 5番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 市民サービスの拡充と市民目線の改革とは

では次に移ります。行政改革の推進と振興管理へのシステム、すなわちアクションプランそのものの仕組みに、市民の意向を反映させるという要素がないという点も私は問題だと思っておりますが、いかがでございましょうか。これで本当に市民目線の行政改革はできるとお考えでしょうか。もっと工夫すべしと私は思っているのですが。

実は私がいただいた行政改革大綱の一番後ろのところに、仕組みの図があります。市民の意向を反映させるという要素がここにはない、というその点についてであります。ご答弁をお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市民サービスの拡充と市民目線の改革とは

ご存じのようにここにありますように、行政改革推進委員この方々が市民の代表ということで、それはとても6万人の皆さん全ての声、声といいますかを引き上げるというわけにはいきませんので、それぞれの分野にわたってご活躍いただいている方たちから、市民目線と、市民の考え方として、職員が提案をして実行してきたものを今度は評価していただいて、これはだめ、これはいいとか、それをいただいているわけであります。行政改革推進委員、これが私は

市民というふうに理解しております。それはそこにあるでしょう。（「あります」と叫ぶ者あり）それが市民、市民目線ということでご理解をいただきたいと思っております。

○副 議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 市民サービスの拡充と市民目線の改革とは

今、市長がおっしゃったように、その行政改革推進委員会というものがあるということは、私も知っています。しかしながら、この行政改革そのものの内容ではなくて、何ていいでしょうか、市内部でやっていることの評価という点についてだけでありまして、こうするべきだ、ああするべきだという要素はないのではないのでしょうか。先ほども言いましたように、評価基準が非常に曖昧だと私はそのように思っているのですが、いかがでしょうか。

年1回の評価で事足りると、私はそのようには思いません。年度の初めにこうします、ああしますと、年度の終わりにこうしました、ああしました。それを評価委員がおおざっぱに評価基準のない中で評価している。大体これはくらいかと、それで行政改革ができたと思うのは、何か大きなちょっと欠けている部分があるのではないかと、私はそのような印象を持っておりますが、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市民サービスの拡充と市民目線の改革とは

我々もこの行政改革委員会、これがあってこの皆さん方から指導、評価をいただいて、それで全て事が足るといふふうには認識はしておりませんが、先ほどから申し上げておりますように、内部でだけ改革をやった、そして評価をした、あるいは交代したと、そういうことをやってもこれは無駄ですよ。外部の目線が入らなければ、これについては適正な評価はできないということの中で、この委員の皆さん方をお願い申し上げている。年に1回というのは、これは年度であります。それは重要な部分については——重要といいますか、大きな支障があるとかそういうことについては、別に行革の皆さん方から指導をいただかなくても、その年度の事業を遂行していく中でわかるわけですから、それはもう例えば即廃止とか、あるいは継続とかと、そういうことは私の判断でできるわけです。

やはり、行政の単位が年度でありますので、最初にプランを立てて1年やってみて、さあどうでしたと、職員は職員なりに自分の評価をする。そこについて外部の皆さん方から、それは甘いとか、いや思った以上によくやったとかそういう評価をいただくわけであります。これを例えば1か月に1度ずつやれと言っても、これはなかなか形として出てきませんので、まあまあそのシステムとして半年がいいのか、1年がいいのか。我々は年度だから1年という考え方ではありますが、改善の余地があるとすれば、それはまた議員からご指摘いただいたことはきちんと検討してみなければならないと思っております。

○副 議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 1 市民サービスの拡充と市民目線の改革とは

いまほどの答弁ありがとうございました。この点については、私はこれでよしといたします。できる限りの改善をお願いするということでよろしく申し上げます。

2 図書館の今後の改善について

では、続いて新図書館についてであります。駅前図書館本の杜の今後の改善について。新図書館は全市民が無料で利用できる、まさに知的空間であると私は認識しています。この市民の財産としての図書館を、よりよく利用活用してもらうためには、まだまだ多くの改善が必要と思いますが、今後の対応について市長のお考えを伺いたいと思います。

私は近隣のあちこちの図書館、例えば十日町の情報館には四、五回足を運んでみました。また先日、上越市の高田図書館、直江津図書館及び柏崎市立図書館など大型の図書館を点々と見て歩いてきました。関係者といろいろ話をし意見交換をする中で、我が南魚沼市の駅前図書館本の杜もまだまだ改善の余地が十分にあると、そのように思った次第であります。

図書館法の第14条から第16条まで、図書館協議会について明記されています。図書館協議会というものが以前はなかったと聞いていましたが、数か月前にこの協議会が設置されたと聞いて安心したわけでありますけれども、まだこの協議会が一度も開かれていないというお話であります。これだけの大きな動きがある中で、市民が期待しているこの新図書館、せっかくある協議会をなぜ開かないのか。私の思いとしては、オープン前にとりあえず1回開いておくべきだと、そしてオープンした後、1か月もしたらまた開くとか、初めのうちはそういう協議会も頻繁に開いて改善、改善また改善という姿勢を見せていただければまたいいかなと、私はそんなふうに思っていますが、ご答弁をお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 図書館の今後の改善について

図書館が開館をしてきょうで18日目ですか、連日大勢の皆さんからおいでいただいて、大体1日平均1,000人を超えております。そこで、改善点は確かに相当出てきております。ただ、この後、具体的な部分、あるいはその協議会をなぜ今まで開いていないのか、これらについても教育長のほうで答弁させます。少しご理解いただきたいのは、この6月1日オープン前というお話もありました。これは検討委員会の皆様方からずっと検討してきていただいたものをオープンしたわけでありますので、実際運営が始まる前に協議会というのは、ちょっと私はそれは不具合だろうと思っております。それはそれとして、まだ1か月にも満たない、本当に今、職員もてんでこ舞いの状況であります。自分たちもまだ、状況としてどうしていけばいいのかわからないという部分は確かあると思うのです。それらをきちんと固めてから協議会を開かせていただいて、また新たなご意見をいただく、そして改善すべきは改善するという方向だと思っております。具体的には教育長に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 図書館の今後の改善について

勝又議員には図書館に足しげく通っていただき、適切なアドバイスを随時いただいております。まずもって感謝したいと思っております。

それでは、図書館の今後の改善についてご答弁をさせていただきます。市立図書館の整備は、図書館整備検討委員会の答申、平成22年6月に基づき進めてまいりました。位置につきまして

は、市民の誰もが自己の人格を磨き、あらゆる機会において学習のできる環境の提供を整える必要があり、交通の便に恵まれ、より多くの小・中・高校生も利用しやすい場所との答申を受け、現在の位置に設置しました。

そして、管理運営については、これも議論のあったところでございますが、専門の司書等による長期的観点に立った運営、啓発、事業実施を行うために、市の直営で行うことが望ましいという答申を受け、今までの図書館については指定管理であったものを、今現在の直営体制とさせていただきます。

図書館運営の基本は、生涯学習の拠点としての「学ぶ」、子どもたちの読書活動の推進としての「育てる」、知識情報の拠点としての「知る」、くつろげる読書空間としての「憩う」という4点としております。また、このほか中心市街地の活性化の核となる施設となることも大きなこの図書館の課題でもあります。

先ほど市長が述べましたように、6月1日の開館以後、昨日の16日で2万人を超える入館者がありました。1日平均1,250人以上の方々からご来館をいただき、大変にぎわっております。反面、貸出図書が多く、書架に並ぶ本の数が少なくなっている状況であります。喜ばしいことではありますが、ご迷惑をかけている点多々あります。現在オープン以来、平均貸出図書数は1日約700冊となっております。現在の蔵書数は108,000冊で、そのうち開架書庫は8万6,000冊です。今年度中に1万2,500冊の追加購入をする予定でございます。検討委員会の答申では、15万冊の開架書庫の整備要望が出されました。市としては望ましい蔵書数は市民1人当たり3冊、将来的には開架書庫・閉架書庫あわせて18万冊程度を目標にしております。今後、利用者の要望を聞きながら蔵書数の充実に努めてまいります。

それではここで現状の問題点についてとその対策について、答弁させていただきます。

1点目です。多くの方から利用いただく中で、特に夕方になると中学生や高校生の来館者が増えて、読書や勉強の場としてもご利用いただいておりますが、残念ながらマナーを守らない一部の方の心ない行動で、館内が騒がしいとのご意見をいただいております。この市民の財産を気持ちよくご利用いただくには、何といたっても快適な利用空間の確保は、一番大切であると考えております。幸いなことに現在市内のほとんどの小中学校から、校外学習の場として図書館見学の申し込みをいただいております。この機会に児童・生徒に対してルールやマナーの周知徹底を図ってまいります。また、一般市民向けに館内にもわかりやすい注意喚起の案内掲示をしてまいりたいと思っております。

次、2点目です。館内には123の閲覧席がございますが、現在でも夕方は満席の状況であり、夏休みや冬休みには、大幅に不足する事態が考えられます。その対策として多目的室を設置しました。この部屋が空いているときには、学習室としての利用も柔軟に考えていく必要があるのではないかと現在考えております。学習室としての利用も柔軟に考えておりますが、この部分もほかの企画で使うということも、うまく調整しながらいきたいなと思っております。

また、さらに静かに本を読みたいとのご要望がありますので、録音室等についても空いているときには活用していきたいなというふうに考えています。それでもなお不足するという場合

については、現在余裕を持ったスペースで計画されておりますから、閲覧席の増設も含めて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

まだ開館したばかりで運営について今後さまざまな事案があろうかと思いますが、市民の声や、新たに設置しました先ほどご指摘の図書館協議会委員の皆様との検討を深め、駅前図書館本の杜が南魚沼市の「知」の拠点になるように運営してまいりたいと思います。

今まで開かなかったことについては、先ほど市長が述べたとおりですが、今後についてです。今、図書館協議委員については10名の方になっていただいております。6月25日、遅いと指摘されるかもわかりませんが、6月25日に1回目を開催する予定でございます。

以上で勝又議員に対する一般質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○副 議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館の今後の改善について

今のお話はおおむねわかりましたので、次の質問に移ります。

駅前のあの新図書館については愛称を募集し、名前が「えきまえ図書館本の杜」というふうに決まったのはこの春であったと思いますが、あの図書館の3つの入り口のどこを見ても「えきまえ図書館本の杜」「本の杜」という字が見当たりません。どうしてこういうことになっているのかそれがわからないのでちょっとお尋ねしますが、「本の杜」という看板は、中のスペースにもない。よくよく見ると小さい字でああここにあるとか、正面の自動ドアの所に白い字で小さく書いてあるとか、ああいうものは見受けられますけれども、その「本の杜」という看板をつけ忘れたのか、それともつけるつもりがないのか、その辺のことをお尋ねしたいと思います。

実は中で働いているスタッフの皆さんのエプロンには、「えきまえ図書館本の杜」とはつきりあります。印刷されてあります。我々が行ってみて、何かその姿勢にちぐはぐなところを実は感じているのですけれども、どうしてそうなのか、わけがあるのだろうなと私は思いますが、ご答弁をお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 図書館の今後の改善について

公共施設に対しまして愛称を募集したわけでありまして、これが「本の杜」となった。そういうことは坂戸のほうにあります、何だったかな……（「ふれ愛支援センター」と叫ぶ者あり）ふれ愛支援センター、その前がサンライズとか、それから体育施設がディスプレイ、こういう愛称について、そこに大きく表示するというのを、我々が今までしてこなかったのです。愛称ですから。正式には「南魚沼市立図書館」と、こういうことなのです。そういうことの発想だけでありまして、特に大きく、なぜしないのだと問われますと、さあなぜだろうというくらいの感覚であります。

愛称ですから、下に括弧書きで「えきまえ図書館本の杜」と入れたほうがいいのか、例えばただ「本の杜」だけでいいのか、これらは今後、協議委員の皆さん方とも相談しながら、特に間に合わないからつけなかったとか、どうだこうだという大きな理由ということでは、今のところ私はないと思っております。そういうほうが皆さん方に親しみがもっと増すということで

あれば、これはそれを掲示することに何らためらいはございません。

○副 議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館の今後の改善について

今のお話も市長の答弁聞いてわかりましたので、また次に移ります。

あの新図書館にご意見承り箱がありますが、実はよその図書館はたいがい非常に目立つところに置いてあります。我が南魚沼市のあの図書館のご意見箱というのは、入って左側の一番隅に、まああれはちょっと目立たない場所かなと思うようなところに置いてあります。用紙もまさに工夫がない。「図書館」「ご意見」「月日」みたいな、あとは何も下はなくて無地であります。よその図書館に行きますと、こういうテーマ、こういうテーマでどうですかと、それ以外にも思うことをご記入いただきたいというような専用の用紙がございます。やはり思いますのは、よそではそのご意見承り箱のすぐ近くに、今までこういう提案があった、それについてのこう回答だというものをちゃんと掲示してあります。我が南魚沼市も早いうちにそういう体制にもっていくべきと、私はそのように思っているのですが、いかがでございましょうか。ご答弁お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 図書館の今後の改善について

いろいろ指摘はあろうかと思えます。先ほど触れましたように開館間もない。しかも、あれだけ大型の図書館を今まで運営したことがなかったわけでありますので、非常に戸惑いもありますし、気の回らない部分もある。今、議員からいただいたご指摘、あるいはこれから市民の皆さんからもどンドンと、確かまだあれが足りないとか、これはこうだと出てくると思うので、それはその都度きちんと改善をさせていただくということです。今のご意見箱ですか、それらについてもまた館長がそこにおられますから、館内できちんと議論をしながら、見やすいところ、あるいは入れやすいところ、記入していただく項目も工夫を重ねながら徐々に改善してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副 議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館の今後の改善について

はい、今のことについてはわかりました。1週間ほど前であったかと思いますが、実は国際大学のスタッフと本の杜でいろいろお話をした経過があります。実はそのときに言われたことは、我が南魚沼市、この地元には日本一が2つあると。ご存じのようにおいしい新潟米といいましょうか、魚沼米コシヒカリだと。もう1つ日本一と言われるものは、あの国際大学なのだよ、マネジメントの分野では紛れもない日本一だと。そういうお話がありました。そのときに言われたのは、どこかに国際大学のコーナーを持って、日本一の大学がここにあるのだよと、市民の皆さんからより一層ご理解をいただくように、何らかの工夫をしたらどうかというお話がありました。私も、ああそれは話をしてみようかなと、そんなふうに思った次第であります。この点についていかがお考えでしょうか。ご答弁お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 図書館の今後の改善について

国際大学につきましては、我々も日本一はおろか、東洋一だということで自負をしているところであります。図書館の中にそのコーナーということでありますが、具体的にどういふことを指すのか。国際大学のほうともきちんと協議をしながら、こういうことが、こういうことがということがあれば、それはそれで全くやぶさかではございません。

そして、明治大学も——今度は国際大学は明治大学の傘下に入ったわけですから、国際大学ばかりではなくて、明治大学という部分も当然そこには出てくるだろう。そうなったときに明治大学だけ宣伝していいのかなどと言われると、やはり困るわけでありますけれども、それは別にいたしまして、批判を受けない、しかし、PRはできるという方法は、国際大学側ときちんと協議、相談しながら、設けるべきところは設けていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○副 議 長 5 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 2 図書館の今後の改善について

大変時間が少なくなつてまいりました。もう1件だけお尋ねすることといたします。市民会館の2階、今まで六日町図書館があつた所でありますが、あそこのスペースはどのような形で利用する予定でありますでしょうか。

また、私が行つてみるに、まだ利用できるようなテーブルあるいは本棚、いろいろありますけれども、「えきまえ図書館本の杜」に持つてきて、うまく活用するという方法はご検討いただけないでしょうか。越後杉で統一をするというお話ではありますけれども、あのテーブルの上に1枚越後杉の板を張れば、私は新図書館で十分に利用できるものと考えています。ご答弁お願ひします。

〔制限時間合図ベルの音あり〕

○副 議 長 市長。

○市 長 2 図書館の今後の改善について

今の市民会館の空きスペースといいますか、旧図書館であつた部分については、それぞれの希望・要望もありまして、検討しているところであります。では、あそこをどうして使つていくのか。そこを貸していただきたいという団体の方もいます。そういうことを含めながら今、検討を進めているところであります。中に入っております備品、これらについて当然使えるものは使つてまいりますので、きちんと精査をした上で、使える部分は使わせていただくということでご理解をいただきたいと思つております。

〔「以上で終わります。ありがとうございました」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時20分といたします。

〔午前11時08分〕

○副 議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

〔午前11時20分〕

○副 議 長 質問順位9番、議席番号16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市民の皆様には前者に引き続き、傍聴していただきましてまことにありがとうございます。発言を許されましたので、通告に従いほんの4項目ほど質問させていただきます。

1 環境共生について

まず、環境共生についてであります。第8回 魚野川流域水資源確保検討委員会が平成26年3月26日に開かれ、正常流量（案）水資源河口対策の検討条件、水資源確保対策の検討、そして中間取りまとめ（案）が審議されました。清津川から魚野川への分水は、大正11年、東京電力の湯沢発電所が湯沢町三俣地内の取水口から取水し、発電後、魚野川に放流して以来続いています。この間、清津川の水は清津川に戻すべきという清津川流域の考えと、魚野川流域の管外水利権は、発電後の放流が前提という魚野川流域の考えがあり、水利権更新時には熱い検討が加えられてきました。

平成22年12月の水利権更新に当たり、新潟県知事、十日町市長、南魚沼市長の三者会談で、まずは魚野川のほうで水資源確保の検討を行うということが発端となり、魚野川単独で水資源が確保できるのかを検討するためにこの委員会が発足し、平成22年から平成27年までの5年をかけて取りまとめを行う中での中間発表であります。

中間取りまとめ（案）の中で正常流量の検討については、そのあり方を議論するとともにさまざまな状況のもとで正常流量の試算を進めてきており、妥当と思われる正常流量の考え方を設定するに至ったとあります。また、水資源確保対策に関する検討については、魚野川の流況と正常流量との比較を行うことで、水資源確保を行うための基礎となる不足量を概算している。そして、水資源確保対策については、魚野川に適合する方策を抽出し、抽出された方策について詳細な検討を進展している状況であると述べられております。これらを受けてことしの夏ごろに正常流量の検証、水資源確保の検討がなされるようであります。

そこで、魚野川単独での水資源確保の検討と同じ手法で、清津川単独での水資源確保の検討がなされ、その結果をすり合わせた上で清津川分水問題の解決方法が検討されるべきであると思うがいかにであります。簡潔明瞭な答弁を期待しておりますが、答弁内容によりまして、質問席において再質問をさせていただきます。

○副 議 長 寺口友彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 環境共生について

寺口議員の質問にお答え申し上げます。清津川の分水問題でありますけれども、経過等については今、議員がおっしゃったとおりであります。そこで私どもが十日町市長と私と知事と話した内容は、今議員がおっしゃったとおりで、まずは魚野川で必要水量が確保できるか否か。確保するとすればどういう方法があるのか、どれだけの必要水量が生ずるのか、このことをまずは検証していただくということで今、この検討委員会が開催をされております。

先般、ご存じのように一応、まだ最終案ということではありませんけれども、当初は2,900万トン必要だと。しかし、データ等を補完した結果が2,700万トンの水量が必要であるということが出されたわけであります。それに対して、しからばその水をどういう手法で確保するの

か。ダム、あるいは井戸、掘削によるほ水、あるいはパームポンドといたしまして農業用の溜池的なものですね。こういう部分等が今検討されているところであります。ですが、どの策もまずはこの2,700万トンという水を確保できるというのは、今のところダムしか見当たらないという状況だと思っております。

しかし、このダムも、今2,700万トンと一口に言いますが、これは大体三国川ダムの倍の水量でありまして、建設費も膨大なものになる。それに加えて、やはり河川環境関係、漁業組合等も含めて、ダムによるその水量確保については、やはり賛成ができないというような方向も打ち出されているようでありまして、非常に難しい局面ではあります。

そこで、これからどういう検討を進めていくかということですが、議員からご提案いただいた清津川の水も、では本当にどれだけ不足してどうなのだというのすり合わせであります。これは問題の発端から鑑みますと、とてもそのことを十日町側の皆さんから話を出してくるという状況ではまずない。もとは清津川の水は全部清津川へ返せと、こういうことでありますから、水量に大きく関係しているとは思えない状況であります。要は清津川の水は清津川へ返してください。

しかし、経過を見ますと、これは議員がおっしゃっていただいたように、大正年間、我々のほうは、国からその水を前提とした水利権もいただいているわけでありまして、しかも、清津川には昭和四十五、六年か七年、桔梗ヶ原というところに農業用の、いわゆる堰ですね、これをつくって毎秒2トン前後の水をここから農業用に使っているわけでありまして。その下流は、やはり非常に渇水といいますか、水が全然流れないような状況が生まれていたことは事実であります。

しかし、あの清津峡という景観、これも国定公園に指定されたのは、当然でありますけれども昭和20年、戦後であります。その清津川の水を魚野川に回していたその後の状況の中で、国定公園に指定されているわけでありまして、何らその国定公園に指定されたときと状況が大きく今変わっているということではないわけです。けれども、やはりこれは考え方のいろいろの中で清津川水系の皆さん方は、そういうこととは別に、もう全部返せと、こういうことであります。

ですので、非常にある意味難航はしていくものだと思っております。解決策が示されれば、それに向けて、例えば今、言いましたように、ダム、これが唯一完全に解決できる方法であります。しかし、これは例えば建設をということに決まったにしても、今の状況の中で実際に建設をされていくのが、では何年かかるのか。巨額な資金を必要といたしますので、2,000億円、3,000億円という部分になっていくでしょう。これは非常に困難性が高いということでありまして、いつまでも我々も十日町の皆さん方と、簡単に言えば水争いのことは収束をさせたいわけでありまして、どこかでお互いが妥協するという点を見ださなければ非常に厳しい、難しい問題だろうと思っております。

今、十日町さんのほうとは、非常に友好的に話し合いも進めておりますので、特段の険悪な状況になっているとか、あるいは支障が出ているということではありませんけれども、今後詰

めをしていく段階では、どういう展開になるのか。これは予測もつきませんが、あくまでも平和裏に、友好的に解決をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○副 議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 環境共生について

この問題は非常に難しい問題でありました。要は檀上でも申し上げました、魚野川水系、清津川水系、それぞれについてどうなのかという部分を、やはり科学的な論拠を持って、その結論を持ってすり合わせを行っていくという方向が、私はやはり両方の流域の方たちにとって非常に大事だなと思っています。そのことが清津川の水は1滴ももう魚野川に渡さないのということが大前提であるとするならば、そこはやはり十日町の清津川水域の方たちの、お考えを願いたいという思いがあるわけです。この点についてももう一度市長のお考えをお聞きしたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 環境共生について

我々の立場といたしますと、解決策があるのであれば、手法には全くこだわるつもりはございません。しかし、先ほど触れましたように、清津川水系の皆さん方はその水量がどうだ、科学的な根拠がどうだ、こういうこととはちょっと離れておまして、清津川の水は清津川へ返せと、ここがまあ主要な論点であります。それではどこまでお互いが歩み寄れるかというのは、非常に厳しいところはございますけれども、これはやはりある程度我々もそういう手法もあるとか、こういうこともある、ああいうこともある、これは徐々に打ち出していかなければならないと思っておりますが、そのタイミングが非常に難しいというところであります。

今、関口市長さんはこういうことで、まあまあ前の市長からの引き継ぎ事項、あるいは合併をした中里村とのことがありまして、大変な苦慮をされているわけでありましてけれども、我々も、今は私が1人で前面に立っておりますけれども、下流域、発足当初は、川口町まで全部含めてそれはまかりならんということで立ち上げていただいて、土地改良区の関係の皆さん方から私が一任をいただいて、今こうして交渉にあたっているわけでありまして。

この部分がもし崩れるということになりますと、これは改めて魚沼市、今度は川口は長岡へ入りましたので長岡市、あるいは土地改良区の——それぞれ土地改良区があるわけですね。南魚沼だけでも3つありますし、魚沼のほうもありますし、ということになります。それから漁業関係者、いわゆる河川関係者全てであります。これらの皆さん方とどう調整を図っていくのかということになりますと、これは非常に時間もかかるし、労力も大変なものだと。

ですので、今我々が暫定水量としては、ある程度の量を清津川のほうに流していただいて、その結果、清津川については流量、流況ともに、今のところは特に支障になるものはないというふうになっているわけです。魚が住むにも、あるいは景観上もです。ただ、渇水時に——それは魚野川だってありますよ、年間に1回や2回渇水時は。そのときはお互い融通し合っているということで今まではこうしてきたわけでありまして。その辺を粘り強く友好的に話をしながら解決をしていくという以外に道はないものだと思っております、議員ご提案の部分があ

の時点で、どういうふうに提言をなされるのか。あるいは我々のほうからしていくということになりますと、非常にタイミング的には難しい面はありますが、何しろもう 100 年来でありますから、解決はきちんとしなければならない。まさに任期うちに解決くらいしていかないと非常に難しいことだろうというふうに思っております。

○副 議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 環境共生について

この中間取りまとめはまだ案でありますけれども、いただいた資料、第 8 回の検討委員会の中で、特に石打発電所放流口これから魚野川頭首工の間でありますよね。渇水期についてやはり不足をする部分が出てくるということでありました。これについては例えば魚野川の幹線取水口であれば 413 町歩の水田面積がありますけれども、大門堰では 20 町歩と、金次郎堰は 15 町歩、上一日市大堰 50 町歩、古峰堰 32 町歩、上原 31 町歩と、これだけの取水をしているという部分が、それこそ約 100 年近くの歴史があります。

そうするとこの水系というのは、何年で落ち着くかわかりませんが、これだけ長期の歴史があるということは、そこに住む魚だったりそういう環境がほぼ固まってきたのではないかなという部分もあります。この意見の中でも環境に関する意見を言ってくださる委員もおりましたので、そういう面では心強いものもあります。

ただ 1 つ心配なのは、分水をするにしても発電施設の老朽化であります。発電施設、これは更新については企業側の論理というものも出てくるわけでありますので、業側の論理というのはどうなのかというを、いつごろ三者会談の中に入れていくのかなという部分もちょっと心配をしているところであります。相当老朽化もしていますし、更新の費用も多額であるというふうに聞いております。東電についても今は原発問題もありまして、こういう水力発電所に対して施設整備で投資をしていただけるのかなという部分もありますので、そういうことを考えていくと、この発電施設の部分をこの三者会談の中にどのようなタイミングで入れていくのかなというところについて、市長のお考えをお聞きします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 環境共生について

寺口議員からは、いいところに視点を置いていただいたと思っております。これは我々も当初から、幾ら我々が水を返す、返さないこういう議論をしても、東京電力さんがあの発電所はもうやりませんと、廃止ですと言えば、それで終わりなのです。東京電力に対しての水利権の付与でありますから。あの施設がなくなれば、わざわざそれにまたかわる施設をつくって我々が取水するなどということはできないわけであります。

この点については東京電力さんも終始一貫、特に原発事故以降も含めてですけれども、クリーンエネルギーで非常に大切な発電所である。そこから撤退ということは一切考えていないということは、今までもずっと申し上げてきているところであります。そして、あたかも行政間の争いといいますか、問題になっているような印象であります。根本は東京電力さんがいただいた水利権でありますから、この東京電力さんを全く除外して物事が進むということは、私は

考えられませんし、当然ですけれども委員会の中には東京電力さんも常在籍をして出席をして、いろいろ言っているわけです。ただ、行政側からの意見というのは非常に強い部分がありますので、立場としては非常に辛いものがあるとは思いますが、根本はそこにあるということは私も十分理解をしてこれからも交渉してまいりたいと思っております。

○副 議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 環境共生について

環境問題であったり、そういう住んでいる住民側の論理にプラスして、やはり東電の企業の論理というものがあるわけですので、非常に難しいと。この委員会の中にずっと入っていただいているということも確認はできましたが、いかんせんこの問題についても平成 27 年にどういう結論が出されるのかということを見て、またさらにその後はどうなのかなということを質問したいと思っておりますので、1 番目の質問については終わります。

2 行財政改革・市民参画について

それでは 2 つ目の行財政改革・市民参画の問題であります。新市建設計画の 5 年延長、つまりは特例債期間の 5 年延長が正式に決まりました。これを受けて南魚沼市も 5 年延長を国に申請すべく、今定例会に関連議案が上程をされております。新潟県は全国一の合併振興であり、新潟県は合併 10 年の検証を始めたということでもあります。人口減少が予想よりも大きく、財政事情も大きく変わり、さまざまな条件が大きく変わってきていることが、10 年間の検証を進めようという機運に至ったものだと私は考えております。

今回示された南魚沼市の新市建設計画で公共施設の適正配置と財政計画について、特に私は注目をしております。特例債は平成 16 年度より借り入れを起し、平成 26 年度末で 215 億 750 万円であります。返済分を差し引いた残高で見ると、183 億 3,125 万 4,568 円であります。借入可能額として総額 295 億 4,790 万円、実際には 26 年度以降で 80 億 6,430 万円が財政計画に盛り込まれていると私は考えております。

そこで、公共施設の適正配置について、合併協定項目の協議経過を踏まえて、適正配置による合理化と行財政運営の効率化で、市民サービスの向上に資するように統合、運営の民間委託の検討を行いながら整備に努めるというふうに示されておりますが、10 年間の検証と照らし合わせた方針となっているのか。また、財政計画については、平成 27 年度以降の前提条件が示されております。歳入の地方税、地方債、繰入金、そして歳出の人件費、公債費、繰出金は、平成 24 年 6 月に示された南魚沼市財政計画（変更 2）とどのように変えたのかを伺うものであります。そこで、新市建設計画 5 年延長は、どのような合併 10 年の検証のもとに行われたのかを伺うものであります。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 行財政改革・市民参画について

合併 10 年の検証ということでもありますけれども、ご承知のように県もこの合併について 10 年を迎えたその検証をしようということで、検証の委員会的なものを立ち上げまして、私と村上の大滝市長が現職の首長としてその委員の中に入っております。そして、合併をした前首長

さん、今は県会議員の安塚町の矢野さん、そして長岡市の副市長を務めておりました越路町町長の大野さん、この方々のほかに民間の方ということで検証が始まったところでもあります。これは県下全体ということであります。

我々のこの南魚沼市で、知事もおっしゃっておりますように「光と影」が、合併してよかった部分、あるいは悪かった部分で一番やはり言われているのは、周辺部の切り捨てにつながっていないか、あるいは活力が非常に落ちてはいないかということでもあります。検証といたしまして、まだ100%検証したということではありませんが、私は就任以来、やはり周辺部の皆さん方が「合併してよかった」という形が見えなければ、この合併は成功したとは言えないという思いです。いつも申し上げておりますように、辻又、後山、清水、栃窪あとは岩ノ下ですか、こういう地域の皆さん方が本当に合併してよかったんだという実感を持っていただくように、あるいは不安にならないようにこれ努めてきたところでもあります。

現在のところ、一部はわかりませんが、相対的に合併をしてこれは大変不便になったとか——不便になったというのは庁舎がなくなったとかそういうのはありますけれども、生活の面で非常に以前より厳しくなったとか、環境が悪化したとかということは聞いておりませんが、これはまさにきちんと検証すべき事項であります。

5年延長という部分につきましては、そういう部分もありますけれども、新市建設計画に記載されて、合併時に約束をした事業が、今のままでは平成27年までに完了しない、これはもう明白であります。もちろんその原因は、東日本大震災の部分、あるいは新潟・福島豪雨の部分、これらが大きくあったわけでありまして、それらについては一応認めていただく方向で今議会にその提案をしている。

そこで、この新市建設計画の変更についてでありますけれども、今回の推計は財政計画期間が5年間延長するこのことに伴いまして、平成26年度、最新の予算額と平成19年度に策定して平成21年、平成24年に変更した現在の財政計画——これは変更2ということになります——に合併特例債の影響を反映して変更しているわけであります。

このために歳出の建設事業費にありますとおり、最新の実施計画を反映して平成32年度までの予定事業も概算計上した。そして歳出では後年度に発生する元利償還金を公債費に、歳入では市債と元利償還に対応する普通交付税、それから他団体からの負担金、国県補助金これにおいて対応する推計額を変更しているというところでもあります。

加えまして、特に普通会計の財政運営上影響の大きい他会計への繰出金であります。これにつきましては最新の経営計画に対応したものに變更してきている。大前提といたしまして建設事業の実施については、後年度においての実施計画——これは3か年のローリングですね——この中で財政計画を検証しながら方針決定をするということでありまして、100%新市建設計画にのったものが担保をされたということではないですよ、ということ。それは議員おっしゃったように必然的に必要なくなるもの、あるいは統合してその部分に手を加えなくてもいいものとか、廃止を検討しなければならないものとかこれは出てくるわけでもあります。そういうことを意味しているわけでもあります。

それで、この財政計画変更には、この変更点を項目ごとにそれではちょっとお答え申し上げます。まず歳入の地方税でありますけれども、この議案資料——議案説明みたいになってしまって失礼ですけれども……（何事か叫ぶ者あり）これは資料のとおりですが、変更2の推計数値と同じということでもあります。それから、平成26年度から平成32年度までの2億8,000万円程度の減になっております、歳入ですね。当初の新市建設計画のものに比べますと、平成27年度で約3億円の減となっております。これは合併直前の推計よりも下方修正したということでもあります。

地方債につきましては、臨財債これは平成26年度の数値で固定をいたしておきまして、12億3,000万円を13億6,000万円に増額しております。先ほど申し上げましたとおり、建設事業に充当する特例債、これを予定事業に合わせて計上しているところでありまして、財政計画変更2の平成26年度以降の合併特例債発行額は、28億2,000万円増で、議員おっしゃっていただいた80億6,000万円の発行を見込んでいるということでもあります。

繰入金には各年度において最終的な財源の過不足調整となってくるわけでありまして、財政調整基金、合併振興基金これからの繰り入れを見込んでいかなければならない。

次に歳出でありますけれども、人件費はこれも計画と数字の変更は加えておりません。平成28年度までの定数適正化計画、これでは病院を除いてこれからまだ50人減とするということをご想定しておきまして、ほぼ計画どおりの人員削減と今はなっているところであります。当初の新市建設計画から平成27年度の数値で約6億円の増でありますけれども、これは広域連合の解散に伴って市の職員になった人員が増加したことによることと見られます。この計画を立てたときは、広域連合の部分が入っておりませんでした。その部分であります。これからまた新たな定数管理を策定して、その影響を反映して更新していかなければならないと思っております。

公債費は、歳入の市債の変更を反映いたしまして、財政計画の推計値にその元利償還金を変更増としております。繰出金は国保会計、水道会計、病院事業会計この基準外繰り出しの計上項目が財政計画とは違っております、わかりにくくなっておりますけれども、他会計への基準外の繰り出しはここでは補助費に計上しております。ですので、ちょっと数値が違っております。金額的にはそれぞれの最新の経営計画に対応したものでありまして、大きな変更点といたしましては、水道事業で資本費平準化債の活用を予定しながら大幅な繰り出しの減少となっているところであります。

一方、病院あるいは診療所関連では、増額の推計です。ただ、今回の新市立病院の建設事業の増額はここにはまだ反映をされておきませんので、この後反映していくということになります。ただ、これはいわゆる赤字体質がずっと続けばこうなっていくということになりますので、一応今のシミュレーションでは、3年から5年は減価償却問題が出ますのでこれはどうしようもない。ですが、その後は経営的には安定していけるだろうというシミュレーションであります。

この結果、財政計画では平成27年度から平成32年度までの基準外の繰り出しを44億円、年平均7億3,000万円程度として推計をしたところであります。今回は35億5,000万円と推計し

ております。8億5,000万円程度の減となっているところであります。前はここに触れましたように44億円という推計でしたけれども、今回は33億5,000万円、年平均5,900万円程度を予定している。8億5,000万円減になるわけですので、年平均では約1億4,000万円くらい減になっていくだろうということでありまして。

国のほうで示しております「骨太の方針2014」これによりまして、人口急減・超高齢化社会の対策として子どもへの資源配分の大胆な拡充、女性の活躍の支援に向けた諸制度の抜本的改革、こういうことがありまして、今後も国の施策が大きく変動していくことが見込まれます。この資料の地方税の欄にもありますけれども、法人市民税の減税の影響はまた平成28年度以降に見込まれるところであります。これら代替財源としてどういう形が示されてくるのか、これも注目していかなければならないと思っております。新しい情報が入り次第、状況が確定次第、またこの財政計画を検証して、必要な修正を加えながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○副 議 長 一般質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。

休憩後の再開は午後1時10分といたします。

[午前11時44分]

○議 長（関 常幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 行財政改革・市民参画について

10年の検証ということで、合併には光と影があると。特に10年検証の中では、周辺部の方たちの思いがどうであるかという答弁でありました。そもそもこの合併というものはどのようなものなのか。もちろん、うちの市は新市建設計画に基づいた事業等が大前提であります。しかしながら、非常に財政状況も変わってきた。人口減少も大きいという中で、では5年延長の中でやはりその公共施設マネジメント計画というものが非常に大きな部分を占めてくる。そうしますと、あり余ると言う大変失礼でありますけれども、公共施設をいかに整理整頓をして身軽になって、スリム化をして特例債期間が終了した後の市の財政運営をきちんとしていこうと、そういうような考え方が、私は当然この10年検証の中でもあったものだというふうに思っております。これは公共施設の整理整頓、思い切った整理整頓、このことについて市長は多分検証なさったのではないかと思いますけれども、その部分をお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 2 行財政改革・市民参画について

公共施設関連のストックマネジメントといいますかそういう部分の検証につきましては、現在、国のほうの出しております指針等に基づいて橋梁とか、道路とか、建物も含めて検証は進めておりまして、橋梁等についてはおおむね方向性は見えたわけではありますが、一番はやはり建築物であります。これをどう、例えば削減していくか、統合していくか、あるいは増やすのかという議論については——まだ増やすという方向は特にもう検討するところはありませんけ

れども——どこをどういうふうにしていくのだということについては、いまだ検証段階でありまして、今後なるべく早めに出していかなければならない。

建設事業の中で今回変更額で約 40 億円増えているわけでありまして。これが先の財政計画の中では、平成 28 年度以降建設事業費を 20 億円と固定をして——通常は大体 40 億円前後投入をしていたわけですがけれども、20 億円と固定をして推計したものであります。今回はこれについては平成 28 年度以降の部分 5 年間については、いわゆる各課から上がってきた要望を今のところそのまま上げてありまして、当然ですがこれはまだローリングといいますか検証をしておりません。財政計画といいますか、実施計画の中でこれをまた精査をきちんとしていくということになります。減額は間違いないわけでありましてけれども、突発的な部分があればこれはまたそうではないということでもあります。

特に公共施設の中の建物関係についての精査。例えば庁舎も含め、あるいは公民館的なものも含め、もろもろあるわけでありまして。学校も当然ですがけれども、これらについてはもう少しきちんと精査をしながら、なるべく早い段階で市民の皆さん方にこういう方向で進みたいということはお示ししなければならぬと思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 行財政改革・市民参画について

保育園、小学校、中学校、それからそれぞれの開発センター、こういうものについても老朽化でどうするかということで検討なさっているというのもありました。学区再編の中でも一応の統合の方針は出しております。しかしながら、思い切ったその再編というものを考えてみるべきだろうというふうに思っています。

ただ、その地域から小学校がなくなる、保育園がなくなる。公共施設がなくなるとその地域が要するに寂しくなっていく、ますます衰退をしていくというそういう懸念がありますね。私はこの公共施設のマネジメント計画は、1 か月でも早く当然やってその中にどうするかという部分が必要だと思っております。

そうすると、新たなその地域の核となる施設としてはどういうものか。恐らく複合施設というものを市のほうでも考えていると思っておりますけれども、私は「健康の駅」ということでひとつ提案をさせていただきたい。それは住民の方たちが、本当に小さなお子さんからお年寄りまでが毎日集まれる施設にするというような形に切りかえていくという考えであります。

あり余ると言うとお大変失礼でありますけれども、その施設をかなり整理統合した中で、その維持費等をこういうところに投入をさせていく。そうすると、維持費のほうの削減ということで、市の財政から見れば健康というところで、そういう意味での「健康の駅」という形での今後の公共施設のあり方でありまして。ひとつ提案をさせていただきたいと思っておりますので、この部分について、今現在聞いた話で、俺もこう思うのだがなというのがありましたらお聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 行財政改革・市民参画について

議員のご提案は、まさに的を射ているものだと思っております。ただ、具体的にまだどこということではありません。今当面、方向性を早く出さなければならないというのが、ご存じのように中学校統合によります五十沢中学校と大巻中学校、これをどうしていくのか。大巻のほうは大巻・五日町小学校を統合した中で、それを小学校、中学校を小学校施設にしていきたいという方向だけは一応出しているわけであります。

五十沢の中学校につきましては、これはまだ皆さん方にお話をしたというところではありませんけれども、まさにいま議員おっしゃったように地域のよりどころ、そして芸術文化のある意味拠点的なものにしていってはどうだろうという構想は一応持っております。

この後、地元の皆さん方にそういう説明しながら、しかもそこにおいでいただく方がある程度自主的に施設の維持管理的な部分も——根本的な部分は市がやりますけれども——やっただくような方法ではどうだろうというような構想も一応は盛っております。けれども、議員おっしゃったように健康とか、あるいはその芸術文化こういう方向にもう少し視野を向けていかなければならないと思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 行財政改革・市民参画について

これに合わせてですけれども、財政計画自体も当面は5年延長ということで計画数値を入れました。そうすると施設部分について大きな変動があれば、直っていくわけです。けれども、財政健全化計画が終了するに当たって市長おっしゃいました、「これで終わったわけではない。一層の健全化を目指してやっていくのだ。」という話があったわけです。ですので、わずか5年延長ではありますけれども、これはやはり一層の健全化のための本当の厳しいスタートだというふうに思っていますので、一層の健全化ということについてお考えがあればお聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 2 行財政改革・市民参画について

延長の5年間も含めてまさにそのとおりでありまして、常に財政の健全化これはきちんと堅持をしていくという考え方に変わりはありません。ご承知のように今合併振興基金と財政調整基金を合わせまして大体25年度末で60億円を一応確保しているわけでありまして、これはやはり少し目減りをするわけでありまして。

しかし、いつも申し上げておりますように、いざ必要だというときには、やはり平成23年のあの災害のことを思い出さなければならないわけでありまして、最低でも10億円前後はきちんと、少なくともその部分くらいは確保しておかないと、有事の際に非常に不安が残る。ですから、そういうことも含めて、本当はこの財政調整基金を使わないで済むような財政運営ができればいいわけですけれども、これはちょっとやはり交付税が減ったりとか不透明な部分がありますので、使わないという想定は立てられません。けれども、合併振興基金はそのためにあるわけでありまして、それらをきちんと使うべきところに使いながら、財政を悪化させない、財政健全化をきちんと堅持していくと、このことは一大命題だと思っております。取り組んでまいりたい。

と思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 行財政改革・市民参画について

示された平成32年までの公債費、要するに返済計画も当然くつついているわけですが、何せ人口減少が大きいという部分で、市民の方1人当たりの負担が多分大きくなっていくのであろうと思います。さらには来年から第6期の介護計画も始まりますので、介護保険がどうなるのだという心配もあります。そういったところで市民負担をいかに減らすかということも大事でありますけれども、その前にまずは公共施設の見直しというものをとにかく早めて、いろいろな意味でスリム化を図っていくという意味で、一層の健全化ということを期待します。財政計画が正式に出た時点でまた質問をさせていただきたいと思っております。2番目の質問のほうはこれで終わります。

3 産業振興について

続きまして産業振興であります。農地中間管理機構の創設に伴い、南魚沼市は新潟県の先進モデル地区として36ヘクタールの貸借を行うようではありますが、機構の業務委託について土改と農協との役割分担の調整を進めていると所信表明にありました。

市内農地、約6,400ヘクタールについて平成26年3月末での農地集積状況が、農業委員会で集計をされております。大体60%くらいが水田の所有者と耕作者とが切り離されたという意味での集積というふうに数値は出ております。農地集積率80%を目標としておりますが、1経営体当たりの集積率が問題であり、そのためには分散農地の解消が課題である。1経営体当たりどのくらいの目標面積を想定し、そのための方針をどう決めていくのかを伺うものであります。

また、農地集積は好条件の圃場から進むわけであり、条件の悪い圃場、特に1枚当たりの圃場面積が少なく、水路、農道の整備が遅れている地域の圃場整備と合わせた集積の方針はどうなっているのかを伺います。そこで、農地中間管理機構の業務委託について基本的な考えを伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 3 産業振興について

私はこの農地中間管理機構という構想が出た際には、非常に危惧をいたしました。それまでは人・農地プランによりまして、農業委員会が主体になって、まさに信頼関係を構築しながら農地の貸借を、この地域ではしてきたわけでありまして。それが一挙に、借り受けるのは全部中間管理機構で、貸し出すのはどこの誰だかわからない。こういうことになりますと、これは貸し手はなくなるぞと。これは現にやはり我々が、貸し借りまで全部まとめて、出した部分をきちんと履行してもらおうということでなければ、とてもこの機構の何ていいですか、中に入るわけにはいかないという、強い姿勢をもって臨んでまいりました。それはおおむね了解していただいたものだと思っております。

そこで、先駆けて36ヘクタールでしたか、これは職員あるいは農業委員会の皆さん方からも本当に先進的に取り組んでいただいた結果だと思っております。その下地には人・農地プラン

があったということでもあります。これがまだ36ヘクタールですから、まさに微々たるものでありまして、今後きちんとした体制をとりながら、貸す人、借りる人のやはり信頼関係がきちんと確立しない貸し借りは、我々が望んでも、貸すほうの方が大体だめだろうと思うのですね。この地域としては今までの傾向として、我々もそうだと思っておりますから、それをどう結びつけていくかということでもあります。

そこで、1経営体当たり、本来ですと10ヘクタールではやはり不足でありますから、まあ数字的にいえばやはり50ヘクタールくらいはある程度確保をしていかなければ、農業を業として生活していくには、ちょっとやはり不安があるだろうというふうに思っております。そこで、今議員がおっしゃったように、我々の地域は平たんな条件のいいところばかりではない。逆に山間地とか非常に畦畔の大きい田んぼが相当あるわけでありまして、これらの課題をどうクリアするかということでもあります。

圃場整備ができているところは、まあそれは高低差があったり、畦畔が大きかったりというのはこれは致し方ないといまして、いまだそういう、やったけれども昔の部分で約1反歩弱とか、5畝とかそういう部分もあるわけですし、農道あるいは用配水路これらが完璧でないという部分もまだあるわけです。

これは機構が借りて、そこを圃場整備をして、そしてまた貸し出すというような方向も一時は見えましたけれども、これは全部機構がやるわけではなくて、結局負担が出てくるということですから、余り現実的ではないような気がしております。

そうなりますと、そういう部分をどう集積化して、そして経営にうまく結びつけられるか、これは大きな課題だと思っております。平成23年の災害の際の塩沢地域ではそういう部分3か所が、圃場整備と災害復旧を一緒にして、ある程度は解消されつつあるわけでありましてね。ですので、そういうことを駆使したり、土地改良区のほうでも圃場の再編、用配水路の整備、こういう事業もまだ続いておりますので、そういう事業をうまく組み合わせながら徐々にやっていかなければならない。

ただ、どうしてもやはり残るところは出ます。残るところは出ますので、これを農地としてきちんと管理をしてやっていく。これはまさに日本型直接支払制度をうまく利用しながら、農地——何ていいますか、農地として大きな収益を上げるという観点ではなくて、環境をきちんと守っていく、そういう観点の中から考えていかないと、難しい部分があるというふうに感じておりますので、うまくこれらの制度を組み合わせながらやっていきたいと思っております。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 産業振興について

現況を言えば、多分市長のおっしゃったとおりであろうというふうに思っております。中山間地の直接支払を受けている地域は大体三百四、五十町歩ありますけれども、その部分を除いたところでどのような再編といたしますか、機構を使った集積が行われるのかということは、何せ県の先進モデルとしてうちの市が手を挙げたということに、非常に期待をしております。

特に担い手の農家の中で若手のほうは、今年度、減反ではなくて全耕作作付をして、とにか

く自分の責任で全部売るといふとそういう経営体も出てきましたので、そういうところは応援をしていきたいなというふうに思っています。

そうすると、問題は、では土改の役割は何だろうか。農協の役割は何だろうかというところがはっきりとされない限りは、なかなか年度内に36町歩を受けるといっても、確かに面積的には微々たるものでありますけれども、これが来年度から拡大をしていくという方向にはならないだろうなというふうに私は思っております。

さらには農業委員会で持っているそういうデータでありますよね。そうすると、農業委員会であったり、農協であったり、土改であったりというところの役割分担については、多分担当課のほうでも相当もんだ部分であろうと思いますけれども、市長としてはどの程度理解をしているのかということをお聞かせ願いたい。

○議長 市長。

○市長 3 産業振興について

どの程度理解をしているかというふうに問われますと、どういふふうにお答えすればいいのかわかりませんが、私は例えばJA、農協の役割は、今ちょっと議員が冒頭に触れましたけれども、農協、JAに頼らずに自分で米を売っていくという方もいらっしゃいますが、やはり大きな組織でありますし、私はJAを全く排除するつもりはございません。JAから全農に行く、全農から卸に行くというこの「全農から卸」という部分を省いただけでも、流通コストは相当下がるわけでありまして。

ですから、JAに出荷をしていただいて、JAが直接お米を売ると、このルートをいま探すために一生懸命努めているわけでありまして。それは当然JAだけでなく、個人の方がそれはお使いいただいても結構なわけですが、そのルート開拓。ですから、JAさんは地域の農家の指導も含めて、非常に米をまた集めて売るといふこの機能はやはり失ってまいりたいくないわけでありまして、大きな役割がある。

土地改良区は、先ほど触れましたまだもう少し整備する分等は残っておりますけれども、これからは、やはり用配水路、あるいは農道も含めた維持管理、そして水をきちんと送水できる、このことをきちんとやっていたかなければならないわけでありまして、これは土地改良区以外にはできないことであります。水がなければ米は全くできません。そういうことをこれから——それこそもうつくって何十年もたつ頭首工から始まって、水路、それからパイプラインの補修とか、新たなパイプラインの設置とか、まあですから維持管理ですね、そういうことが今後は土地改良区の役割になっていくというふうにご考えております。そういう部分をしっかりと市も含めて協調しながらやっていかなければならないということだと思っております。

まあその程度の理解であります、担当部のほうで理解不足であったらちょっと言ってください……。特になし。そうですか。

○議長 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 産業振興について

貸し手が農地中間管理事業者、多分、事務局はうちの市の農林課であろうと思っております。そこ

にくると。その借り手云々については、やはり単体の農協でありますよね、農協のほうでこういう人がいるというところを出していくのだらうと思います。細かな情報については、農業委員会であったり土改が持っている情報がある程度つけて、どうでしょうかというような話になっていくのだらうなというふうには思っています。

ただ、この制度自体がすぐにまた切り替わるということは多分ないであろう。やはり設備も含めて機械を持って農業をしていくということは、非常に困難な時期になってきていますのでこの部分を利用しながら、先ほど市長が言ったように 50 町歩と——私は 100 町歩くらいどうかというふうに思ったのですけれども、分散農地という問題があつてなかなか難しいとありました。ある程度こういう目標をつくったらそれに向かって、目星をつけた経営体に対して優先的に情報を流していくわけではありませんけれども、誘導していくと、そういう方向が私は必要であろうというふうに思っています。誘導していくという部分ですね。これは絶対そこにやれと言うわけではありません。そういうところのお考えがもしおありでしたらお聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 3 産業振興について

具体的にどうだということではありませんが、例えば先ほど触れました個人といいますか、1つの経営体で例えば 50 町歩、100 町歩を経営したとしましても、売る努力というものをその上にしなければならないわけです。JA がそこに介入をすれば、その売る努力というのは本人はしなくて済む。そういうことはやはり考えなければならないわけです。

今はまさにグローバルな時代になっていますので、お米を売るために東奔西走しているという姿が各経営体が全部そうだとということになりますと、これは大変なことでありますから、ある程度そこはきちんと JA がやっていただくと。地域の農協というのは、やはり大切なものがありますので、さっき議員がおっしゃった部分もありますし、土地改良区も同じでありまして、いろいろな情報を農地関係については持っていらっしゃるわけでありまして、それらがうまく融合、機能するように努めていかなければならないことだと思っております。

やはり新しい制度が始まったばかりですので、なかなか土地改良区さんも含めて、腰が引けているということではありませんけれども、なかなか思い切って踏み出すという部分がまだちょっと見えない部分があります。特にさっきちょっと触れました直接支払制度の中で、これは土地改良区なりがもう事務局を全部持ってやっちはどうかというお話をしているのですけれども、なかなかそこに踏み切っただけでない。まあ、それらも含めて徐々に成果が出ていけば、それはいい形が築き上げられていくのだらうと思っておりますので、そういう形が出るように努めてまいらなければならないと思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 産業振興について

中山間地の直接支払を受けている地域については、こういう集積と非常になかなか適応しづらいという部分がありますね。ここら辺については、別の方策をとりながらやっていくものだらうなというふうに思っております。一部地区では田植であったりとか、草刈であったり、そ

ういうところを市外から人を呼んでやっているという部分もありましたので、そういう交流という部分で、やっていくのだろうなというふうに思っています。そういう面では、圃場という面でいけば、新潟地区に比べて非常に不利ではありますけれども、それでも50町歩、100町歩というところの経営体をつくっていく。その誘導は市であるというところを私は確認をして、3番の問題については質問を終わります。

4 都市基盤について

続いて4番目、都市基盤についてであります。地盤沈下区域内及び周辺区域内の公共道路井戸地図を見ますと、国土交通省のものが5本と3本、新潟県のものが21本と20本、南魚沼市のものが60本と41本というふうに載っております。地下水の有効利用を考えたときに、消雪道路の面積と井戸の能力との相関関係のデータが必要であると考えます。また、公共施設の消雪用井戸や民間所有の消雪用井戸も多くあり、これら消雪用井戸の全本を調べることも必要と考えるがいかにてあります。

そこで、地盤沈下区域内及び周辺地域の消雪用井戸の全本調査を行い、民間とともに地下水の有効利用を考えるべきではないかという質問であります。

○議 長 市長。

○市 長 4 都市基盤について

これも議員ご指摘のとおりでありまして、とにかく有効利用を図らなければ、地盤沈下もとまりませんし、非常に大変な問題になるということでもあります。今、公共用の井戸は議員おっしゃったとおりでありまして、そのほかに——公共井戸も含めて地盤沈下区域内で1,272本、周辺区域で1,510本の井戸が設置をされております。公共井戸は相互利用とか、まあまあ1本で2つの役割をすとかとそういうことはできるところはできていますし、それから感知器もつけながら節水に努めているということでも有効利用しているというところでもあります。問題は民間の皆さん方が所有している井戸が、では相互利用ができていないか。この規制が始まる前は、例えば1軒、2軒、家が連坦していて、その方が全部井戸を持っているというふうに大体想定しなければならないですね。それが共同で利用できれば、相当の削減につながるということだと思っておりますけれども、そこがなかなか難しいところでもあります。

それで、ちょっと前に市でも、地下水には第1、第2、第3という帯水層がありまして、深いほうの第3帯水層から取水をした場合どうなるのだろうということを、ちょっとやってみたわけですが。結局帯水層が明確に遮断されておりませんので、深いところからくみ上げても水位は下がる、浅いところからくみ上げても水位は下がる。いわゆる全部相関関係があるということが判明をいたしました。

ただ、100メートル部分、第3帯水層部分でありますと水温が非常に高い。このデータによりますと、井戸がこれは60メートルで14度ですね。それから126メートル50というところでは18度で4度も高い。これが上町一丁目付近です。学校町でもやはり60メートルと120メートルでは3.3度、深いほうが高い。大和町でも40メートルで14.5度が126メートルですと19度で4.5度高い。これはやはり着目すべきことでありまして、温度が高ければ、水量が少なくても融

雪・消雪には相当効果を発揮するということから、こういうデータをきちんと利用しながら、今 40 メートル規制という、そして掘ってはならないということでありますけれども、これをちょっと改めていかなければならないと思っております。

今回の地下水対策委員に新たに任命された皆さん方に、まだ改める改めないは別にして、この 40 メートル規制とかそういうことも含めた中で、総合的に議論をしていただきたいということを、第 1 回目の委員会のときをお願い申し上げてきました。こういうデータを示しながら、そして民間の方々もお互い共同利用ができるような方法がないのか、こういうことも含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 都市基盤について

特に公共用道路でありますけれども、この地図を見ますと非常に混み合っている地域と、そうでない地域があるということで、番号も 1 桁から 3 桁までということで、単純に 1 桁のところが古い井戸というわけでもないし、その能力的にどうかというところの部分でもない。そうすると、やはりまずは道路からということを考えれば、市長がおっしゃるに公共施設については有効利用していると言いますけれども、単位面積当たりどのくらい水を使っているかという部分もデータとして出していった場合に、公共の部分からさらにまたいろいろな意味で、この井戸の部分はなくせるなという部分も出てくるのです。そこから始めていくと。

公共もそれだけ井戸を絞ってきたと、民間の皆様もついては協力をしていただきたいというようお願いの始まりとして、まず市がそれだけのことを踏み込んだということ、私のほうはしていただきたいわけなのです。今現在、公共のほうは有効利用できているのだ、と言っても実際単位面積当たりどのくらいの水を使っているのだと言っても、そこまでの集計のデータがないそうでありますから、こういうところを持ちながら私は民間に対して働きかけをしていくということが必要ではないかと思えます。これに対する市長のお考えはいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 4 都市基盤について

今、市のほう、あるいは県も国も同じですけれども、井戸水で消雪をする際にきちんと計算をしまして、消雪しなければならぬ道路面積があるわけです。それに対してどれだけの水量が必要だかと、これは全部計算する。この計算式が、「散水消雪施設設計施工、維持管理マニュアル」というきちんとしたものがありまして、これによって計算をして、そして必要最小限のくみ上げにとどめているということです。

例えば地下水があってもポンプの容量をこれに基づいて決定させていただきますから、簡単に言えば必要以上のものはくみ上げないということで、公共はですよ、公共はやっている。しかしながら、民間のほうではそういうことではないようでありますので、これらをどううまく整理をしながら節水に努められるか。これはまさに大きな課題でありまして、議員がおっしゃるような方向をきちんと模索していかなければならないと思っております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 都市基盤について

周辺地域と地盤沈下区域での規制の大きな差ということで、同僚議員も何度か質問なされたと思います。要は新しく商売的にこういうところに出店をしたいというときになっても、その規制があるとなかなか出店もできないということが、実は中心市街地からまた人口が減っていくという要因の1つであるということで、質問等もありました。

そうすると、まずできることは何かと言ったときに、今の散水マニュアルでありますけれども、これについても、であれば、魚野川から97号管の部分についての道路面積に対して、どれだけの水を吐いているのだと、それでこれだけを消しているのだというところの細かいデータが出れば、あわせてそういうところも必要なというふうに思います。

非常に悩ましい問題でありますけれども、そういうところのデータを持ちながら、やはり民間の方たちに協力をお願いしていくという方向がないと、地下水に頼らない消融雪といってもなかなか経費のかからないものはできないわけであります。この部分を強力に、特に担当課のほうは、市長の任期以内にこのめどが出るという方向でやっていただきたいということで、質問を終わります。

〔「どうも任期が近くなると、任期、任期と言われる」「再選されるかもしれないので、そこはわかりません」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 質問順位10番、議席番号18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発言を許されましたので一般質問を通告に従い行います。私は今回は大枠で2点についてお伺いをする予定であります。最初は自衛隊の夜間行進訓練について、2番目には少子超高齢化社会についてということで関連した質問をさせていただきますが、よろしくお願いたします。

1 自衛隊の夜間行進訓練について

では最初に第1点目ですが、市報の5月15日号で自衛隊の夜間行進訓練が予告されました。内容は5月28日午後6時から29日午前4時50分まで、コースは長崎、雲洞、西泉田、美佐島、田崎、小川、畔地、中川新田、下大月そして雲洞、長崎と帰ってくるコースであります。人員は60人、服装は迷彩服、装備は背のう、小銃と機関拳銃。付近を通行の際には注意ください。問い合わせは陸上自衛隊高田駐屯地第2普通科連隊第3中隊、総務課防災庶務班との内容でありました。私はこの記事を見て疑問を持ちました。目的も書いてありません。なぜ、自衛隊が武装して市中での訓練をしなければならないのか、何を注意しなければならないのか、この記事には説明はありませんでした。

私の記憶で思い起こしてみたら、5年前、平成21年5月20日でありました。私は写真を当時撮った思いがあります。お昼に水尾地域を通ったのですが、浦佐から六日町まで日中に同じような訓練がありました。ちょうど私は落選中でありまして、遠巻きに見ながら不穏あるいは不安の思いを持った経験が今よみがえっています。今回は幸いなことに現職でありますので、質問をする機会を得たわけであります。これに対して疑問を持ったのは果たして私だけだったのでしょうか。広報した記事についての所見をまず伺い、そして訓練の目的、

理由、市の対応を詳しく説明すべきと思いますが、お伺いいたします。

2番目として、今、国会では集団的自衛権の行使容認の動きがありまして、憲法解釈の変更の論議が交わされているときに、このような市民に不安を抱かせるような訓練は市としてお断りできなかったのか伺います。

3つ目として、憲法全文と憲法9条に規定している平和的生存権と恒久平和主義は日本国憲法の基本原理であります。歴代の内閣は海外での武力行使をしてはならない、戦闘地域に行ってはならないとして、集団的自衛権行使の禁止を表明してきていたところではありますが、これについての市長の見解を伺っておきたいと思っております。

壇上での質問第1点目、以上で終わります。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 自衛隊の夜間行進訓練について

岡村議員の質問にお答え申し上げます。まず最初に訓練の目的ということでありまして、これは私たちが書面により回答いただいたものでありまして、区域内での徒歩行進訓練を実施して各級指揮官の行進指導能力及び隊員の歩行行進能力の向上を図るとともに、隊区内での地域住民との理解を深め防衛基盤の充実を図る、これが訓練の目的だそうでありまして、それから5年に一度大体参っております。さっき触れましたように5年に一度です。これは第3中隊ですけれども、魚沼、南魚沼、湯沢、十日町、津南町の市町において持ち回りで行進訓練を実施しております。

市報の、「付近を通行の際は、ご注意ください」という意味ですけれども、これはふだん余り目にする事のない集団行進でありまして、それに気をとられて車での事故を起こしたりとか、そういう事のないように交通安全が妨げられる事のないように注意していただきたい、そういう意味であります。

まずは前段がそこでありまして、疑問に思ったのは私だけか。今、市に3件問い合わせがありました。内容は順路についての確認、銃には弾丸が入っているのかどうかの確認——特にこれは批判ではありません。それから通過時刻に合わせて待っていたが、行進を見ることができないで残念であったとこういうことでありまして、我々が伺っている範囲では不安ということは一切ございませんでした。

訓練の目的、理由それから市の対応。これを詳しく説明すべきということでありましてけれども、これはあくまでも第2普通科連隊第3中隊が独自で行うものでありまして、市が招聘をしたり協賛したりということは全くないわけでありまして、したがって、市の対応について市報に掲載することは必要ない。市がどう対応するということとは全くかわりがないことでもあります。ただ、そういうことがありますということをお知らせしたと、これだけあります。こういうことでありまして、不安に思ったということをお伺いするのは岡村議員だけでありまして、今のところは全くございません。

それから、集団的自衛権の行使でありますけれども、この動きの中で不安を抱かせる訓練。断れなかったかということでもあります。不安を抱いたか抱かないかは別にいたしまして、こ

これは我々が断るという筋合いのものではないわけでありまして。公道を警察の許可を得て行進するわけでありまして、そこに我々がそれは断るとか、市道を通ってはならんとか、そういうことは申し上げられませんので、訓練を断る理由は全くないということでありまして。

それから集団的自衛権の私の考え方ということでありまして。今おっしゃっていただいたように歴代内閣は、内閣法制局の見解として、海外——いわゆる武力行使はできないということでありまして。これは個別的自衛権だけに限ると、集団的自衛権についてはその行使は認めないという方向でまいりました。国際情勢が大きく変化をし、そして日本だけがそういうことで対応できるか否か。こういうことを検討した中で、あくまでも日本人、法人の命を守る、あるいは幸福追求権をきちんと保障する、そういうことの中で今はいろいろ協議をしているようでありましてけれども、集団的自衛権が認められる範囲、これを与党協議の中で今やっているということでありまして。

憲法解釈の内閣のいわゆる閣議でこの変更ができるできないということもありますが、これは憲法改正ということになりますと非常に——今は国会発議が3分の2ですから、こういうことも含め時間的に大体できる状況ではないと思います。それができないからずるとそういう部分を守ってきている中で、日本人あるいは日本に多大な被害が及ぶという状況が出たとき、それを座してずっと見ていられるか、こういう発露だと思いますけれども、私は安倍総理の心中は100%わかっているわけではございません。そういう中で解釈を、内閣として閣議決定をして最低限の日本人の命を守る、日本の領土を守るということについての行使は認められる、いわゆる内閣の解釈で認められる方向で今調整をしているわけです。

ですので、これについて私がとやかくこれを申し上げるところはございませんが、状況が大きく憲法制定時と現在では変わってきていると。国際情勢はまさに大変な状況であります。日本だけが1人蚊帳の外にいて紛争を座して見るだけでいいのか、海外からの資源に頼っているシーレーンを守れなくていいのか、こういうことを考えれば私は必要最小限の集団的自衛権なるものが認められる部分があってもいいのだろうと。ただし、みずから自分の意思のもとに戦争をしかけていくなんで、そういうことができるはずもありません。それは絶対してもらいたくありませんし、まさに戦争ということは起きてはもらいたくはないわけでありましてけれども、全体的な利益の保護、こういうことから考えますと全く認められないという方向ではないという感じはしております。

憲法解釈なんていう大変大きな問題でありますので、私ごときが理論的にこれを申し上げるということではありませんけれども、情勢的な部分を自分で考えた中ではある程度の部分は、これはあってしかるべきという方向だけは、私は今感じているところであります。以上であります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 自衛隊の夜間行進訓練について

市長の見解を聞いたわけでありましてけれども、私はこれ2回目でしたが、非常に既成事実化というか、ふだん目に触れないものであったものが、こうして市民の前に自衛隊が出てく

る。あるいは防災訓練等ではないところでこういった実質的な——昔でいえば夜間行軍ですね、行軍の練習ですよね。そういった軍事的な部分をこうして市内でやるということについて、私はやはり抵抗がありました。既成事実化していくのではないかという感じを持ったわけではありますが、こういった中で市としても拒むことができないというものなのか、その辺が私はわかりませんでした。それで市長に今聞いたわけではありますが、交通あるいは道路使用を許可された。警察からの許可があれば、それでどうしようもないのだと、そういった意思表示はできないのだと。拒む意思表示はできないのだということでもありますか、もう1回お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 1 自衛隊の夜間行進訓練について

意思表示ができないということではないと思います。来てくれるなどか、それは個々の考え方の中でおっしゃっていただいても結構でありますけれども、例えば右翼の街宣車と同じですね、あれは。道路交通法上の部分をきちんと守ってそして音量も含めてですね、やっていけば別に逮捕されるわけでもありませんし、でもみんなが迷惑だと思っていますけれども、でも道路を通るななんて言ってそれを阻止するわけにはいかないわけです。声は上げている人はいます。

私は自衛隊の皆さん方の、今回は夜間行進訓練でありましたけれども、それを来てくれるなという気持ちは全くございませんでした。特にこれは軍事的な部分ということを強調されているようでありますが、私たちは平成16年の中越大震災そして平成23年新潟・福島豪雨、そのほかにも国体のスキー関連とか、ありとあらゆるところで自衛隊の皆さん方から力を借りながらやってきているわけであります。全くそういうことに違和感を持つものでは私はなかったわけでしたので、特に私が市長としてそのことについて意思表示をすると——むしろ歓迎すべきことだというぐらいに思っていましたけれども、意思表示をすることはいたしませんでしたし、するつもりもございませんでした。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 自衛隊の夜間行進訓練について

市長の考え方はわかりましたが、私は非常に今こういった国会で議論になっている集団的自衛権ということの中で、なぜ今これを、ということを非常に感じたものでこういった質問を設定したわけであります。

市長に、先ほどの集団的自衛権の問題については、必要最小限ならという見解があったようではありますが、市長は、日本の平和憲法——要するに戦後の憲法があってこの戦後の復興ができ、あるいはまた戦争ということによって国民が死亡するという戦闘の惨禍を受けるということがなかったということ、思っておりますかどうか、ひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 1 自衛隊の夜間行進訓練について

戦後の日本の驚異的な——驚異といいますかすばらしい復興は、もちろん憲法のこともある

りましたでしょうし、国民の皆さん方の努力と、そして世界各国からの理解こういうことだろうと思っております。特にこの防衛問題というのは、終戦直後に朝鮮戦争があったわけですね。このときにも示されたとおり、これは一旦戦争に加担する、あるいは巻き込まれるということになりますと大変なことになるわけでありまして。

そこで、憲法といいますか当時の政治家のすばらしかったところは、アメリカの傘下に入っているということ。防衛は全てアメリカに頼ってきたといいますか。これがいいか悪いかは別であります。しかし、この部分を、もしそれがなくなるとしますと日本が独自に防衛軍、防衛というより軍隊という部分を持たなければとてもこの国際社会を生き抜けてこられたわけではありません。これを投資という部分に回しますとものすごいお金です。それが相当数復興に向けられたということになりますと、これはやはり当時の政治家の皆さん方の偉大さといいますか、知恵のすばらしということは痛感しているわけでありまして。

翻って今どうだということではありますが、私は特別戦争を奨励するなんてことは全くございませんから、戦争はなくて平和な社会であってほしいと、これはもう十分願っているところでもあります。しかし、今世界各国を見ますとそういう理想論だけで生きていけない、渡っていけない、そういう部分が非常に多くあるわけでありまして。中東、アフリカ等は今大変な状況でありますから、一旦変なことになりますと原油がほとんど回ってこない、日本の経済は崩壊する。こういうこともあるわけですから、やはり国際的な視野の中で日本の立ち位置を考えて、その責任を果たすという部分は必要だと思っております。もちろんそれが戦争ということではありません。

さっき言いましたように最小限ですね、日本の領土が侵される、あるいは日本人が命の危険にあっている、このときに自分の国の自衛隊という部分を持っているのが、それを防護できない、助けに行けないなんていうことが本当にいいのかと言われれば、これはよくはないですね。進んで戦争に行けということではありません。反対論者の方はまた戦争ができる国にするのだとか、若者を再び戦場に送るなどか、センセーショナルな言葉を使っておりますけれども、そういうことを目指している部分ではないと私は理解しておりますので、先ほど触れました最小限度の集団的自衛権はあってしかるべきだということをお願いしております。

○議長 18番・岡村雅夫君。岡村雅夫君、発言は制限するものではありませんが、通告内容から大きく逸脱しないように質問してください。

○岡村雅夫君 1 自衛隊の夜間行進訓練について

わかりました。集団的自衛権行使の問題で、私はやはり必要最小限とか、あるいは離れた島がとか、そういったことでずっと守ってきた憲法の理念を、閣議の決定で変更していく。さっき市長は言いましたけれども、憲法改定はなかなか難しいからということで、本当にそれでいいのかどうかというあたり。私はやはり絶対海外では戦争をする国、そういう形の突破口を開いてはならないという立場で質問をしているわけでありましてけれども、そういうことがやむを得ないというような感覚でおられるのかお聞きします。

憲法の学者である方なんか言われますと、安倍首相が今「強い国」とか「積極的平和主義」とかという言葉を書んに使って言うておりますけれども、やはり日本が守ってきた断固として戦わない、あるいは戦争の準備をしないということ、それが憲法9条の理念であるとも言われております。やはり積極的ということで、あるいは邦人の救出というようなこと、本当に限定的な部分でこういった戦争をしないという理念から一步はみ出そうとしていることについて、私は非常に懸念をしているところであります。そういう点で市長がどういう考え方を持っているか、もう一度お聞きしてこの質問についてこれ以上はしないにしようかと思っておりますが、もう1回お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 1 自衛隊の夜間行進訓練について

憲法解釈の変更という部分について、いわゆる内閣法制局で今まで固定的にそれはできないのだということを言うてきたわけです。これも内閣法制局という部分の解釈であります。今これを閣議といいますか内閣の中で変更解釈ができるようにしようと、できるということを書っているわけでありまして。これは一面から見れば、だめだと言ったものも解釈ですよ。あれは両方とられるわけですから、いいというのも解釈ですから、これはもう当然それでいいだろう。

そして、その時々の中閣で変更解釈ができるというふうなことを非常に危惧されているようでありますけれども、これが私は国会議員の先生方が歴代の内閣がコロコロかわるたびに——余りコロコロ変わってもらっては困るのですけれども——いわゆる集団的自衛権という解釈を、この内閣ではこう変わった、この内閣ではこう変わった、そういうことがあり得るとは思っておりません。

きのうの読売新聞に、今、社民党といったのか辻本清美さんが載っていました。私が総理大臣になったら憲法解釈を変えますと。こういうことを平気でおっしゃっていますけれども、なる芽がもう寸分もない方ならそういうことを言いますよ。絶対なり得ませんから、辻本清美さんが総理大臣には。そうなる心配のない方はそういうことをよくおっしゃいますけれども、もし、自分が内閣総理大臣を目指す、目指すのは目指しているのでしょうかけれども、なれる可能性があるとかそういう方たちが、そうコロコロと簡単に変えるとは私は思っておりません。

しかし、変えると言っても今以上に拡大的に大きく戦争に踏み込むような解釈はできるはずではありませんから、変えるとしてもしないとかそういうことでしょうか。岡村さんから見ればいいほうに解釈しているわけですから、余りそういう裏の裏の裏までの心配というのは、すれば一番いいのでしょうかけれども、私はそういう性格でなくてそこまで考えられません。今、非常に限定的に事例を挙げてやっていますから、与党協議がこれから収束するわけでしょうかけれども、必ず内閣の中に、例えば総理大臣が暴走しても閣議は署名というのが必要でありますから、それはだめだったら首にして自分で兼務すればいいのだという議論もありますけれども、まさにそういうことで国民が納得するわけではありせんので、そういう心配

は余りしなくてもいいだろうと私は思っています。

ですから、戦争するためではなくて、日本という国を守る、日本国民を守る、このことのためにということが大体前提条件であります。戦争をするために拡大解釈して集団的自衛権を行使できるようにしようなんていう議論は、どこもしているわけではありませんので、私はそういうことを信じて限定的にやるのは、もう今の情勢の中ではある程度容認すべきだろうという思いであります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 自衛隊の夜間行進訓練について

ここに私は新聞の記事を1つ持っているのですが、山形県米沢市長です。安部三十郎さんという方ですが、多分市長はご存じだろうと思いますが、私はまだ面会したことがありません。この人が先般、6月2日に我々の赤旗新聞に登場しております、第1面であります。

市長として戦没者追悼式など平和にかかわる行事に取り組む中で、米沢市内の戦争体験者や遺族の思いを見聞きし、悲惨な戦争の現実を学びました。そこで9条が大事というだけでなく、市長として9条を守るために行動しなければいけないと強く思うようになったのです。山形県の「九条の会」の代表を務めておるそうであります。住民が戦争に巻き込まれることなく平和に暮らしていけるために努力するのは市長の義務です。そのためには憲法9条が必要なのですと、はっきり言われております。そして、集団的自衛権の行使容認など軍事的対応を強めれば、戦争に国民が巻き込まれる危険は増すわけですから、政府の言う積極的平和主義には矛盾があると感じます。閣議決定だけで変えようとする手法にも違和感があります。私は秘密保護法や今回の集団的自衛権の問題を見ていて、政治家にとって国民のために国はあるとの認識が大切だと感じております。

こういった記事が載せられておりますが、非常に研究されておるなと感じましたが、ぜひまたそういったことも、市長が研究をされまして、日本国民が戦争に巻き込まれないそういった政治が行われることを私は願うものであります。

2 少子超高齢化社会について

次に少子超高齢化社会についてであります。最初にお断りしておきます。これはかなり大変な大きな問題であります。その一部分について昨今の状況から私が感じた点を、要望ながらお願いする、指摘してみたいというところがございます。

1950年生まれ、昭和25年ですので私より1歳上の方であります。その人たちが75歳以上、要するに後期高齢者となる2025年ではありますが、非常に少子超高齢化社会を迎えると言われております。既にその方々は定年を過ぎ、来年は65歳を迎えようとしている年代であります。2025年から60年、この35年間で後期高齢者が現在より700万人増え、全体で2,200万人の後期高齢者が生まれると言われておまして、4人に1人だそうであります。かつて経験したことのない想像できないほどの社会がやってきますが、市ではことし6期計画の考えを今考察しているかと思えますけれども、これらを臨んでの計画が必要ではないかと思っております。ひとつお聞きしたいところでもあります。

そして、昨今の状況で一番大変だと思うのが要支援者——介護保険で要支援1、2の方々ですが、介護保険給付が廃止されこれが市町村に任されることとなります。要するに給付がなくなるということですが、これらもやはり介護保険あるいは福祉計画の6期計画に当然盛り込んでいかなければならない問題ではないかと考えております。そうした中で私が4点ほど考えてみましたけれども、これから老人保健施設、私がいつも言っている老健施設と言われている施設の問題です。少子超高齢化社会では必然的に高齢者医療にシフトせざるを得ないでしょうが、来年の基幹病院開院に伴う医療再編、私は病床再編とも捉えているところでありまして、一般病床数が激減します。そして在宅医療がどうしても必要、そこに頼らざるを得ないというような政策が進められようとしているわけですが、私は在宅と減らされた病床だけではだめだと、中間施設といわれる老人保健施設の計画が欠かせないのではないかと主張しているところでありまして、どういった計画、盛り込みがされるかひとつお聞きします。

次に城内診療所の院外薬局、要するに市道認定と院外薬局の関係が始動したなど思っているのですが、これらの計画——要するに城内病院の全体計画というものが、委員会等では議論されているわけでありまして、地域に公表されていない。これらをやはり公表して、そして地域の要望を酌み取りながら、そして事情等をご理解いただき、了解を得つつ計画をしていくべきではないかと思っておりますが、所見を伺うところでありまして。

それから、老人福祉センターという社協に今お願いしている部分についてですけれども、少子超高齢化社会の到来はいかに元気老人をつくっていくかが大きな課題と考えてみました。私の身近なところにある大和老人福祉センターの状況を見聞させていただいたわけでありまして、利用の実態は介護予防的活用を通して高齢者の憩いの場として貢献していると。高齢者は家庭での居場所がない方もあり、安心して過ごせる施設として、おしゃべりやカラオケ、入浴など、明るい笑顔を見せ、地域の茶の間として利用しておられます。平成25年度は、資料にもありましたけれども8,221人、1日30人弱の利用であります。これからの時代、さらに利用が伸びると考えておられるそうではありますが、今後の利用増の対策として考えることを聞かせてもらったところでありまして。

やはり、施設関係の要望が多かったわけでありまして、あそこは非常にカラオケが人気があるそうでありまして、六日町方面からわざわざ出かけてこられる方がいるようであります。ところが、機械が非常に老朽化しておりまして、リースを再リースして10年以上使っているということでありました。これらを今の通信カラオケ等にかえ、そして心身の健康、また介護予防を図るような1つの事業の一環としたいというお話でございました。

また、近年はゲートボール場、あそこには2面ございますけれども、それらがなかなか今は下火になりまして、グランドゴルフの練習ができるようなそういった用地確保ができないとか、あるいは駐車場が狭くて活動拠点としてちょっと敬遠され気味だと。駐車場用地の拡張をすれば、それなりのまた会議等にも十分対応できるという話でありました。

また、元気老人でありますので、いろいろそこで趣味、要するに菜園ですね、畑とかある

いは花畑とかそういった形の趣味を生かせるような用地、あるいは収穫祭などを行い、そういったいろいろな多目的に利用できるようにできればなということでありました。

こういった元気老人のいるところ、介護予防の拠点的な1つの施設として、これから大和老人福祉センターばかりでなく、六日町しらゆり荘、あるいは塩沢にもそういった施設があるわけでありましてけれども、もう少し多面的な利用ができるような施設整備をして高齢化社会に備えなければならない時期ではないかと感じますが、いかがでしょうか。

もう1点であります、少子化という面から財政状況の問題にちょっと触れますけれども、私の地域、すぐ近くの大崎保育園の駐車場整備ということが予算等、計画にも上げられているわけでありまして。ここの状況を見ますと駐車数が職員だけで23台必要でありましたが、非常にそれでまた120人定員でありますので、朝夕の送迎時は大変な混雑であります。自主的に一方通行を父兄の皆さんでやられて、そして何とか送迎をしているのですが、それでもやはり交通事故、接触事故、あるいは側溝側を降車するために子どもがそこに転がり込んだりというようなことで、本当に早急な改善が必要だと言われておりました。

担当課では、計画では用地取得をし地権者の打診も終えていながら、なかなかヒアリングで達成していただけなかったということでありまして。一気にできるとは私も思っていたわけではございませんけれども、用地取得なら用地取得をし、そして翌年駐車場整備を実施するとかというような段階的な整備をもしながら、やはり整備して早急な改善が必要ではないかと私は感じたのですが、所見を伺っていきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 自衛隊の夜間行進訓練について

米沢市長の件については、それはそれで考え方でありまして、米沢の市長だけ研究しているけれども、南魚沼市の市長は研究していないというような言い方ですけれども、私は私なりに研究をしてそういう見解を出しているわけでありまして。つけ加えておきますが、憲法9条を改正しろとは、私は全く申し上げておりません。それもまた誤解なきようにひとつお願いいたします。

2 少子超高齢化社会について

老人福祉施設の件であります。これですね、今推計をいたしますと、議員おっしゃったように我々が75歳、後期高齢者になるというのがもうすぐ近くです。我々はいわゆる団塊の世代といわれていまして、700万人そのときは生まれたのです。それが大体年をとっていつているわけですから、今まさにおっしゃったように700万人、後期高齢者がどんと増えていくということでありまして。これは大変な数字でありまして、これをどうするかということでありまして。

そこで、要介護認定者これは年々増えているわけでありましてけれども、今増えているのは後期高齢者でありまして、前期高齢者、まあ我々これはほとんど今は数値が変わっていない状況であります。こういう我々世代の人口が増え続けて今、議員がおっしゃっていただいたように平成34年がピーク。ただし、増加しているのは前期高齢者でありまして、後期高齢者、

我々の前の世代の方は逆に当然ですけれども徐々に減っていくわけでありまして、減少していくと、こういうことでありまして、要介護認定率は全国的に増加しておりますけれども、今後これがどこまで伸びるかちょっとまだ不明であります。年齢傾向から見ますと、高齢者人口が増加する一方で認定者は横ばいから減少傾向になるのではないかとこのように推測をされているところであります。

そういう中で老人保健施設、具体的には病院の再編も含めた中でありますが、ご存じのとおり病床は基幹病院に数を確保してありますから、病床そのものは減っていませんよ、減っているわけではないですね。そこで、介護ベッドと言われます療養ベッドが、今、大和で38持っているわけでしょう。これを、大和は再編後は40床のベッドになるわけですから、この中に療養ベッドを幾つ持たせるかというこれは未定でありますけれども、これは一定数を持たなければならない。これは医師の皆さん方も、我々もそういう認識です。40のうち38なのか15なのかというこれはまだ詰めたところではありませんけれども、そういう認識を持って今進めております。

そういう中で老健であります、議員がまさにおっしゃったように第6期の介護保険計画の中で老健も含め、あるいは特養施設等も含めてどう対応していくのかの検討を今進めているところであります。民間のほうからは特養分野に進出をしたいという要望は複数届いておりますけれども、それに逆行したようなベッドを整備できるか否か、これはちょっとわかりません。これは介護保険料の問題もございますので、ですので第6期中で、これが今年度中でありまして、ある程度数を詰めながら極力対応できるようにしていきたい。

老健をどうするのかということですが、一時、ずっと昔、平成20年前ですね、城内病院に小山先生がいらしたころ、老健をここへつくって病院と一緒に運営したいのだという話がありまして、検討はしなければなりませんねと言ったきりああいう状態になりまして、まさに終わっております。けれども、これは今公として市が老健施設を整備するという方向で検討はしていません。

これは病院の関係もありますけれども、民間が老健ということもあるわけですし、今まで我々は介護施設は全て民間ということをやってまいりましたので、老健だけを市が建設、運営できるかと、できないことではないのです。そういう方向には踏み込まないことだろうと思っておりますけれども、いずれにしても必要な部分はある程度整備する。しかし、介護保険料の上昇をどう抑えるかと、ここが大きな課題でありまして苦慮しているところであります。決定する前には皆さん方にある程度お示しをして、こういう方向性で行きたいのだということはお知らせ申し上げたいと思っております。

それから城内診療所です。これは地域の方、全般的ではありませんけれども、去年何箇所かで一種の懇談的なものをやりまして、城内診療所については基幹病院開院時には無床化をしていきたい。いわゆる本当の診療所といいますか無床の診療所ということです。今、一応ベッドは19運営しておりますが、実際持っているベッド数は25であります。これを大和あるいは新市立病院のほうに配分をさせていただいて、ベッドは持たない、無床の診療所と。

それらに対する一環として院外薬局も、今、高橋先生のほうで進めていただいております、ことしの11月ころにはそこがオープンできるだろうということです。当然ですけれども、地域の皆さんには、日にちとか——基幹病院の関連の医療再編のきちんとした日にちをまだごく詰めておりませんので、これらのある程度推測といえますか確定的になる部分を見計らって、無床化でいきますという方向をなるべく早くご説明に上がらなければならないと思っております。診療所そのものをなくするという点については、やはり大きな不安があるようではありますが、診療所はなくしません。地域医療を守る唯一のとりでという意味も含めて、無床で運営をしてみたいということを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

老人福祉センター、これは充実はいろいろしてまいらなければならないと思っておりますが、グランドゴルフができる用地の確保ということになりますと、これは相当広い面積が必要であります。ご承知のように今、市内で大和の水無と三国川親水とその上流に去年地域の皆さん方がつくっていただいたふれあいパークですか、それから民間運営で舞子高原スキー場の下部分ですね、あそこの会社がそれを経営していただいている。グランドゴルフがきちんとできるというのは、今4か所あります。

練習ができる施設といえますか、特別ここはそのための練習場というのは設けておりませんから、これはちょっとなかなか簡単に「そうですね」というわけにはいきませんが、なるべく利用者から喜んでいただけるような施設にしていくに、では何が重要かということは考えていかなければならないと思っております。けれども、クラウドゴルフの練習これらについては、でき得ればやはり今ある施設をまずは利用していただきたいと思っております。

駐車場の拡張であります。これは今は個人で車に乗って行かれる方もいらっしゃいますが、これからはそれが徐々に減って今度はバスで送迎とかそういうことが増えてくるわけです。そうなりますと、やはり駐車場確保というのは大きな課題だと思っておりますので、実態を把握しながら経費を抑えた運営方法を検討していかなければならないと思っております。

菜園用地、これは今ある用地の中でできるかできないか、まず検討してみたいと思っております。用地買収までしてやらなければならないということになりますと、少し難しい面があるかも知れませんが、まずは現在の用地の中での確保がどうできるか検討してみたいと思っております。

カラオケですけれども、カラオケが介護予防に非常に有効だという部分は、我々も伺っております、ただこれは費用負担等も考えますと、通信カラオケというのは非常に難しい。全部ただにしろと言われますとこれは大変です。ですので、何か助成事業があった際にこういうことも上げてみて、例えば宝くじの助成とかいろいろあるわけですので、ちょっと検討してみたいと思っております。とても使うに耐えないのだということがあれば何らかの方法を考えますけれども、とりあえず今、カラオケをすぐに、機器をぽんと導入するという状況ではないということをご理解いただきたいと思っております。

大崎保育園の駐車場です。これは実情を申し上げますと、大崎保育園のほかに上関保育園、

西五十沢保育園、五日町保育園これが同じような状況でありまして、財政計画にのせなければならぬと思っていますのです。そしてやらなければなりませんので、今回査定で落とされたという話が聞こえたそうでありますけれども、それは落とされたという意味ではないのです。ぼんと大崎だけが上がってきて、すぐ大崎ということではなくて、これだけあるのだからこれらを計画的に整備していくために、きちんと財政計画を立てましょうと、そして総合計画に上げていきたいと思いますというふうなことです、しないということでもありませんし、これから早急にこれらを検討しながら順位づけをしたりやっていきますので、よろしくお願いたします。

地元の皆さんからルールを自分たちでつくっていただいて、運用していただいておりますので、大変感謝申し上げますけれども、何とか事故の起きないうちになるべく早めということとは十分承知しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 少子超高齢化社会について

大変ありがとうございますでしたが、老人保健施設、老健ですが、これについて当然6期計画でということと検討されていると思うのですけれども、やはり大きく問題になるのは、大和病院の計画にきちんと入れられるかどうかというあたり。今後の病院の財政的な、経営的な問題を鑑みたときにはやはり連絡を密にし、そしてきちんとした経営ができるようにということになりますと、私はできることなら民間ではなくて公営で公設でやるべきではないかと考えておりますが、所見を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 少子超高齢化社会について

先ほど触れましたように、老健も介護施設も今までずっと民間ということとやってきましたので、方針としてはそういう方向ですが、大和の病院の先生方ともこのことについていろいろ話をしている中では、例えば病院といいますか公でやる部分、これらは検討しなければなりませんねというところまでは、話はしております。

ただ、具体的にどうするのだということについては、それ以降の話が特に進んでおりません。要は6期の介護保険計画の中にどう位置づけていくか、まずここが一番最初であります。その上で医師の皆さん方のご意見も伺ったりしながら、それをどの程度の規模のものを、今おっしゃったように公でやっていくのか、民間に委ねるのか、これらも含めてこの中で検討していくということとありますので、十分検討していくということとご理解いただきたいと思えます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 少子超高齢化社会について

当事者はなかなかどう考えるかわかりませんが、私は先般の基幹病院の駐車場計画をつぶさに見させていただいた段階で、既存の建物は199床の現病院でありますので、非常に大きい建物です。私は父がほたか病院にお世話になったときに、旧施設、古い病院のほう

が老健になっておりまして、非常に有効に利用しているなという感じを持ったことがあります。暫定的にそういった形でこの考えをし、そして新たに、新設という時代を迎えるというのも1つの手ではないかと感じたもので、その点をひとつ提案して次に移らせていただきます。

城内診療所については、あるところという形ではなくて早急に取りまとめまして、そしてやはり全員の利用者の方々が、「おお、こういうふうになるのか」という形で周知させるべきではないかと思えます。市長が福祉施設併設、そして診療所と新設というようなことも出ていますので、その点をひとつやはりきちんとお話をしたほうがいいかと思えますが、所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 2 少子超高齢化社会について

前段はご提案ですので城内診療所の件ですが、福祉施設といいますか介護施設をその近辺に建設を、という話が出てはおります——これは民間ですけれども。そうなりますと、当然城内診療所はそこに相当大きな協力もしなければならぬわけでありますので、それをどうするのか。ただこれは、平成28年度以降にという方向性であります。ですので、今そのことを持ち出してこうだということは申し上げられませんので、当面といいますか来年からの城内診療所の運営は無床化でやりますよと。ただ、こういう話も出ておりますというのは、これはもう確か割合と話としては出ていると思うのです。準公的な機関のほうでありますので。ですから、それらも含めてなるべく早く返答をという話を、我々も相手方に行っているわけですけれども、それらがなかなか煮詰まりづらくて、今地元にもなかなか出ていっていない。全くもう平成28年度まで絶対だめだという方向であればなるべく早く出て、とりあえずはこういうことでやりますという話は、きちんと地域住民の皆さんにはお知らせしていくつもりでありますのでよろしく願いいたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 少子超高齢化社会について

そういった前向きな話というか地域がどういうふうになっていくかということは、地域にとっては非常に関心のあることであるので、ぜひ早急な対応をしていただきたいと思えます。

老人福祉センターについてでありますけれども、これから高齢化社会を迎えるに当たって、全てが介護を受けるような人になるわけではないというところから、予防的な施設ということでぜひ充実を図っていただきたいと感じております。こういう席で申し上げる問題ではないかとは思いますが、あそこは大和町時代には、明川バイパスまで全てを買い取って総合福祉センターをとということで、ほぼ町の中心地だったということでそういった計画もされたところなんです。既にそのときには湯咲荘というものはあったわけでありまして、そういうところでも非常に環境等のいいところではないかと思っております。

また、つけ加えますれば、当時、用地を提供された方の末裔といいますか、今は不在地主

になっておりますけれども、そういった方々が高齢になってきて何らかの利用をしていただけないかという話もありますので、また情報をとっていただければと思っております。

次に大崎保育園についてですが、落とされたとかそういう問題でないということは十分わかりましたけれども、やはり老人施設ばかりでなく、また未来を担う子どもたちのためにはこういった施設整備や、あるいは労働環境からいきましてどうしても働かなければならない、預けなければならぬといった時代のようにありますので、早急な整備が必要かと思えます。

よく介護保険とか費用の問題も言われますけれども、福祉関係あるいはそういった整備をすることによって仕事が発生したり、あるいは労働環境、労働人口を確保できたりと、職場を確保できたりという効果があるそうでもありますので、ぜひともそういった身近な、本当に誰もが迎える老後を安心して過ごせるような準備をしていただきたいと思います。すぐに対象者がいなくなるわけではありません。先ほど前段で申し上げましたが、35年というそういった長い期間が待ち受けていますので、それをひとつどう克服していくかという観点に立ってぜひ尽力いただきたいと思います。所見があったら伺っておきまして、私の質問を終わりたいと思えます。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 2 少子超高齢化社会について

トータル的に申し上げますと、まさに揺りかごから墓場までは無理ですけれども、その直前までこれは行政のきちんとした務めだろうと思っておりますので、そういうつもりで努力をさせていただくということを申し上げたいと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は3時ちょうどといたします。

〔午後2時43分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後3時00分〕

○議 長 質問順位11番、議席番号17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 今回では2点につき一般質問に取りかかります。

1 「新水道ビジョン」コスト面の検証を急げ

1点目ですが、「新水道ビジョン」これによるコスト面の検証を急げと、これについて質問をさせていただきます。我が市は昨年4月「南魚沼市水道ビジョン」——これは平成24年度の改定版であります——これを発表いたしました。その理念としては前後を省きますが、「将来想定しうる課題に対して適切に対処しつつ、市民に安心・安全な水道水を安定的にかつ低廉な料金で供給する」とこういうふうにあるわけであります。この大きな使命に応えるべく、このビジョンの利点・欠点を早急に吟味しながら、特にコスト面での確かな判断をしていかなければならないと思っております。以下4点につき市長の見解を伺います。

1点目ですが、今の施設、畔地の浄水場について生じつつあるとされる安全面での課題に

対しての見通しであります。危機管理ということになるわけでありましようけれども、主に2点、原水の濁り、濁度であります。中越地震以降、極めて顕在化してきました。当初は少し余分な雨が降っても2週間もすれば濁りは消えてくるという状態だったわけでありましたが、中越地震以降、山が荒れました。大変長期間水が濁ってくる。また、新潟・福島豪雨ではさらにこれが加速されました。非常に難儀をしながらまさに綱渡り状態で水道水を供給した。頭の下がる思いを、当時の水道職員はしたわけであります。このことからのまず濁度、濁りの対策、これについての現況と見通しを確認いたしたいと思っています。2つ目は福島原発事故以降の放射線の影響であります。最近の傾向と処理コストについて伺います。

2点目ではありますが、新しい水道ビジョンが想定する水源の確保。具体的に言いますれば、かつて旧町で使われていました緊急水源の活用と、新たな深井戸の掘削による地下水の利用のまずもって2点であります。

それから当然、表裏一体の問題として課題もあるわけでありますが、まずその中でも六日町市街地向けの新しい井戸。想定される1か所の付近には、地元の大型企業が深井戸を掘っておりまして、私は浸水時に深井戸の水量を計算しましたら、フル回転をすると何と当時の六日町の上水道の年間使用量に匹敵する、これだけの水をくみ上げるわけでありまして——これはフル回転ということが条件であります。そういうところに新たに市が深井戸を掘っていく。

また、どこに掘るのかはわかりませんが、さっき申しました毎時180立方メートルというその大きな企業の付近と想定されている場所以外に、毎時240立方メートルこういうとりあえず緊急水源。将来の安定水源になるわけでしょうけれども、こういうことが今計画されております。これについては雪が降る時期の消パイの水位が、周辺で下がりはしないかということがまずもって心配されるわけでありまして。夏場、この帯水層にしみ込んでいた雨水を常時使うことになるわけでしょうから、冬期の地下水位の低下、そしてこれが市街地の地盤沈下に及ぼす影響の2点について、どういうふうに市は考えておられるのか、見解を伺います。

3番目ですが、新ビジョンが及ぼす継続事業への影響であります。新しい水道ビジョンは平成25年から平成34年まで。しかしながら財政のこともありますから、将来的な事業を継続事業と見積もりをしてみれば、平成37年まで13年間に60億9,000万円余りが組み込まれているわけでありまして、このうち老朽施設の更新が25億円、老朽管の更新が18億5,000万円、合わせると60億9,000万円のうちの何と4分の3が老朽施設の更新であります。

こうした中で、水源の新しい新設の財源の確保、また今使っている畔地浄水場のもう徹底的な合理化。廃棄も含まれるわけでしょうけれども、こういう激的な財源をどうして調達するのであるのか。そして、このビジョンの中には30年以降の資本費平準化債——要は借入金を元本、利息返済する場合に不足してくるであろう、そういう資金に対してのいわば借りかえの新しい借金と私は理解しておりますけれども、これについての見通しも、事業と並行するのであればこれはどういうふうに考えていかなければならないのか。これについても伺います。

そして、そうした事業のコストであります。水道料については、井口市長、六日町の首長時代からのライフワークであると私は思っておりますけれども、これがどういう形で、新しい新水道ビジョンの中で、値下げのほうまでを見通していけるのか。残念ながらネットで調べてみますれば、水道料金に対しては、県内ワースト。1立方メートルの水道を使うと、上水道と下水道をあわせて幾ら負担をしなければならないのか。こういうことから見れば相変わらず県内のワーストクラスにいることは間違いないようであります。全国的に見ても極めて高い水準であります。

離島であるとか、あるいは極端な過疎地、北海道あたりの一部には高いところが見られますけれども、こういう水準の水道料がよもや高ぶれするようなことがあってはならないわけでありまして、新水源による今の施設の廃棄、合理化、あるいは新ビジョンに掲げてありました民間委託、第三者委託。また人口減節水これが7%程度で収まるであろうと見ているわけですが、残念ながら水を使う、シャワーを使う若年層は急速に減っていきます。同じ人口であっても高齢者の割合が増えていくわけでありまして、7%で需要の減というのはとどまるのかということも、私にとっては少し心配であります。

そして、新ビジョンの中では新しい財源としまして、余っている水をほかの自治体に売る、新しい使い道の用途を開拓して需要量を増やしていく、またペットボトルなどに詰めかえてこれを新商品として売っていくということまで掲げられているわけですが、その辺の具体性についてもお伺いします。後は自席よりの質問となります。

○議 長 中沢俊一君の質問に対する市長の答弁を求めます。

○市 長 中沢議員の質問にお答え申し上げます。

1 「新水道ビジョン」コスト面の検証を急げ

新水道ビジョンの件であります。まず、現施設に生じつつある安全面での課題、あるいは見通しであります。これは浄水場につきましては法定耐用年数を経過いたしまして、更新をしていない電気・機械設備関係はほとんどない、一応法定耐用年数は守っているということとあります。平成24年度までで大体更新済みであります。

管理棟につきましては耐震化が完了しておりますけれども、その他の施設——これは浄水棟が2棟、汚泥脱水棟等が耐震基準を満たしていないわけでありまして。昭和56年の耐震基準はクリアしておりますけれども、水道施設の耐震化基準がまたちょっと厳しくなっております。ここを満たしていないということとあります。建築基準法関係のほうは満たしている。

電気・機械設備関係そして当面修繕等の費用を除きまして、多額な更新費用は今のところ生じないという見通しであります。ただ、平成30年代後半から平成40年代にかけて第2期の更新時期となるわけでありまして、そのときの費用を今現在で見積もりますと大体100億円程度かかるであろうと試算されております。建物では今ほど述べました耐震化が完了していない施設の耐震化事業、これにはやはり10億円程度の費用が必要だろうと思っております。

見通しでありますけれども、今の浄水場を今後も継続的に維持するということになりますと、今述べられた施設、設備関係の費用だけで100億円を超える費用が必要となるというこ

とであります。そして平成 32 年度までは起債償還額が、大体 10 億円以上ということになります。これを考えますと平成 30 年代後半からの機械設備関係更新費用の捻出の見込みは今立たない。これを全部やっていくということになると立たない、これが最大の課題でありまして、第 2 期の更新時期までにこれをやるということを前提といたしますと、料金の大幅値上げは避けられないという現状であります。

このほかに配水池は 41 か所あります。水道耐震基準を満たす施設は 10 施設でありますので、31 施設は水道耐震基準は満たしていない。管路全延長が 655 キロございますけれども、この中で法定耐用年数を超えている延長が 1.6%程度、2%弱であります。ですので、十二、三キロまだ残っている。こういう状況、現在の課題と見通しであります。

新水道ビジョンで想定する水源確保に伴って生ずる利点と課題であります。原水のこれは議員におっしゃっていただきました高濁度の浄水能力が非常に心配をされておりました、平成 23 年の際は大変な状況でありました。また、福島原発これらの影響も、水そのものに直接出たはおりませんでしたけれども、脱水汚泥等の中に含まれたということでもあります。表流水を採取する宿命として、例えば放射能汚染という部分については、これをこのままずっといくということは避けられないわけでありまして。浄水場だけ覆ってもそれはだめなわけでありまして、この辺が課題ということでもあります。そういうことから危機管理対策として、高濁度になった場合の浄水機能がだめになるわけですので、現非常用水源 4 か所を大幅に増やして平成 25 年度から非常用水源確保に取り組んでいるところであります。

非常用水源確保で生ずる利点ということになりますと、危機管理対策——濁度とか放射能とかこういうことを除いても、将来的に今の浄水場の機能を大幅縮小することが可能であります。かつ、常用水源としても活用が可能となりますので、経費の大幅な削減が期待はできると、利点的にはこういう部分が見えております。

課題といたしますと、水源確保は旧町時代の井戸あるいは水源の活用と、新たな井戸掘削によって確保する方向で検討しておりますけれども、議員がおっしゃっていただきました六日町市街地、給水人口が多い上に福祉施設、病院等が集中しております、地盤沈下区域については水源確保が非常に困難な状況でありますので、この地域での水源確保が最大の課題であります。なお、常時もしこれを運転してポンプアップ、水を使うということになりますと、水位の低下も懸念される状況が生じる可能性はあるわけでありまして、それらをどう克服していけるか。それらについてもこれは課題として残っているわけでありまして。

3 番目に新ビジョンが及ぼす従来継続事業への影響であります。老朽管更新。管路の法定耐用年数が 40 年と定められておりますけれども、昨年厚生労働省が示したアセットマネジメント——これは資産管理——簡易支援ツールでは、管路の耐用年数を 70 年から 80 年まで伸ばし、そして将来更新費用の試算をすることができるということで、下水も同じでありますけれども七、八十年に耐用年数を延ばそうということでもあります。

現在、法定耐用年数を超える管路は先ほど触れました全延長の 1.6%程度でありますけれども、厚労省の示した例で言いますと市内管路は当分の間、現状のままでも大きな事故が起

こる心配はないということであります。したがいまして、これまでどおりほかの事業、下水道や道路改良との同時執行によって経費削減を図りながら、老朽管更新事業を進めていける。ですので、老朽管更新等への影響はまずはないというふうにご理解いただきたいと思います。

水道水の製造原価の改善、料金値下げであります。平成 21 年度の給水減価が 348 円であり、平成 25 年度決算では 275 円、非常に減価だけ見れば大きく改善しておりますが、依然として給水単価を大きく上回る逆ザヤであります。平成 25 年度の状況で平成 26 年の逆ザヤが続いております。

現行料金が適正であるか否かを試算する手法として採用されております総括原価方式で試算した場合、現行料金の 1.5 倍で収支が均衡になる。そういう試算、試しの計算ですけれどもそういう状態でありまして、今この状態の中で料金値下げができる状況ではないということであります。

したがいまして、現時点で料金値下げの見通しについて今言及はしておりません。言及できない。しかし、こうした状況をやはり打破して安心・安全な水道水を安定的に供給する、そして浄水場の大幅な縮小——ダウンサイジングなんて言葉を使っておりますけれども縮小——これを図って畔地浄水場からの集中配水方式から、大幅な経費削減が期待できるブロック別配水方式の切りかえについて検討を進めなければならないということであります。

現状のままですと先ほど触れましたように、またこれを更新するのに 100 億円以上。もうイタチごっこでありまして、いつまでたっても料金を値下げできる状況にはなっていないわけであります。これをひとつ脱却するためには、当然民間委託も含めますけれども、こういうことをきちんとやって大幅な発想転換をしていかなければならないということであります。

今、持っております水利権、水の利用としてのペットボトルに詰めて売るとか、他市町村に売るとか供給するとか、いろいろな方法は考えられるわけですが、どれも今すぐに実現が可能かと言われると、これは簡単なことではないわけでありますので、1つの手法としてそういうこともやはり検討しなければならないという程度の部分だご理解いただきたいと思います。

ただ、毎秒 0.87 トンぐらいですから、非常に大きな資源ではあります。これを水道も含めてどう活用するかということ、今度は本当に——今までも真剣に考えてきたわけですが、電気を起こせないかとかいろいろやりましたが、なかなか実現に至りませんでしたけれども、これらがどう解決できるか。

本来、水源を別に確保すれば消雪用の水としても利用できなくはないわけでありますので、今本当にできるとしても少ない数値ですけれども大幅にこれは改善できるとすれば、そういう方向への転換ももう大胆に視野に入れて図っていかなければならないという考え方を持っております。いずれにしても、あらゆる可能性を追求しながら、なるべく早く水道料金の値下げのめどが立てられるように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 「新水道ビジョン」コスト面の検証を急げ

それでは、第1点目について質問いたします。ダウンサイジング、規模縮小ですが、素人で考えた場合、そこにまだ施設が残っている場合、稼働率を下げようが何しようが、やはり基準に合った補修するというのには必要になってくるのではないかというのが、素人の考えですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 「新水道ビジョン」コスト面の検証を急げ

簡単に申し上げますと、水源的なものを浄水場に頼らずに供給できるということになりますと、一般的な空き家管理的なことは必要でありますけれども、安全面がどうだとか難しい大幅に費用のかかる部分というのは、これはカットしていけるということだと思っております。具体的にこの部分、この部分ということになりますと、ちょっと私がそこまで詳しくは理解しておりませんので、水道事業管理者に答弁をさせていただきます。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 1 「新水道ビジョン」コスト面の検証を急げ

修繕というようなお話ですけども、当然のことながら今のあれだけの施設ですので、電気関係それから設備関係、機械関係の修繕は、毎年必要となってくるわけであります。けれども、大きないわゆる耐用年数が来て、今の設備だとか電気関係だとかというものを更新しなければいけないというものについては、まだまだ今の時点では10年先、あるいは15年先ということですので、今後10年か15年については、大きな費用が生じるということはありません。

ただ、先ほど市長も申し上げましたが、今の配水池につきましては、昭和のそれこそ古いものですともう昭和30年代、あるいは昭和40年代につくられた配水池もありますので、そういったものの老朽化への修繕だとかあるいは耐震化だとかは、いずれ必要になってくるだろうと考えております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 「新水道ビジョン」コスト面の検証を急げ

私が聞いたかったのは、では全く給水機能としてみれば、今の浄水場は要らなくなると、これを前提として継続資金に使うとしたら、100億円、10億円というお金が新たにかかってくる。これをまずもって大幅にゼロにもっていければという形でしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 「新水道ビジョン」コスト面の検証を急げ

先ほども申し上げましたように、集中配水方式を全部改めましてブロック別配水方式に切りかえていけば、こういう形ができるということを前提にして、今いろいろ考えているわけでありまして。ただ、それをいかに実行できるかというのは、まだちょっと100%これが大丈夫だということには、まだ私がそこまでの説明を受けておりませんので至っておりませんが、問題はその水量であります。例えば井戸を掘った場合の井戸の水量、これらで今より水がも

っとどんどん必要になるという状況に——人口は減りますから大幅に増えるということではないでしょうけれども、新たな施設、基幹病院や介護施設やそういう部分ができいったときにどうなるかと言いますと、そう大きく減るという部分ではないような気がします。今現状より若干上ぐらいの想定をしておけば間違いないと思うのです。

それらについては水源の問題はありますけれども、確保できるとの見通しが立てば、今言ったようにブロック別の配水方式。そうなりますと、簡単に言えば浄水場はもう要らなくなると、簡単に言えばですよ。そういう状況が作り出せればこれが一番いいわけでありますので、その方向を模索、検討するということであります。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 「新水道ビジョン」コスト面の検証を急げ

全く大胆な手法でそれができて、それが市民の負担軽減に結びついたり、安全・安定的な水道水の供給につながってくると、こういうことであれば私たち議会としても本当に挙げて応援しなければならぬわけであります。ただ、課題が幾つかあるということに加えまして、もう 30 年も前になるわけでしょうか、今の給水、浄水場施設、ダムに関連してですけれども、これも将来はこういう時代が来るであろうということを見通して、土地代まで含めれば、あの水道施設に 500 億円からの投資をしたわけです。これは今こうしてみても、通水から 20 年そこら使ってみて、大転換ということが、では今度の新水道ビジョンにあるかないか、我々議員が本当に厳しくチェックしなければならないと思っています。

まずはさっきあげました地下水位の問題、地盤沈下の問題、あとは財源の問題について、今どの程度その研究が進捗しているのか。私は本当に早急に情報開示をしながら、市民と一丸となって一緒に考えていかなければならないと思っています。この点について伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 「新水道ビジョン」コスト面の検証を急げ

まさに今、当時の広域水道企業団を組織して整備したわけであります。毎回申し上げておりますように、当時は、人口は右肩上がりに伸びる、当然観光客も右肩上がり伸びる、1 人の水の使用量も伸びる、こういう前提のもとに策定をしたわけであります。それが今 20 年、30 年たって、やはり時代の流れということの中で、そうではない方向に行っているわけであります。

これは当時そういう決定をしたのが間違いであったとか、そういうことではありません。見通した中では、当時の中でも、人口が減って観光客が下がるなんて見通しを立てられる状況ではなかったわけです。あの当時はもう必ず増えていくだろうと、そういうことの中でやったわけですので、それを批判する、非難するということではありません。

しかし、現状がこうでありまして、これから後では 50 年先は別にして、さっき言いました高齢者の問題も含めて 30 年、40 年、それから今の人口減少率から見て 30 年、40 年——幾らうまくいっても、もう増えるのは 60 年以降ですからね。そうなりますと 30 年、40 年先はある程度見えるわけでありますので、現状に即して、そして市民の負担にならないような方法

を考える、これはもう当然の責務だと思っております。そこで新水道ビジョンの進捗状況について水道事業管理者に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 1 「新水道ビジョン」コスト面の検証を急げ

今ほど議員からご指摘をいただきました事業費の財源というお話がありましたけれども、事業費の財源ということ言えば、今回の緊急水源の事業、それから平常時の老朽管更新等の事業、こういったもの、それともう1つは平成26年度からの水道事業会計の制度改正がありましたので、そういったことも含めて財政計画を本年度中、平成26年度中に見直すということで、今現在、財政計画を見直しているところであります。

それによって今回平成26年度中にできればアセットマネジメントといえますか、資産管理の計画をつくりまして、将来の水道施設の更新費用この辺がどうなるのかということも踏まえた中で、財政計画をもう1回見直していきたいと考えております。今現在ではっきりとした更新費用の財源の捻出だとかそういったことは、すぐにはちょっと申し上げられませんが、年度内、平成26年度内に一定の方向をお示ししたいと考えております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 「新水道ビジョン」コスト面の検証を急げ

この水を市民が我慢をしながら料金を払って使ってくれている現状ですから、ほかの市町村、自治体から、あるいはほかの業者から、競争相手として水が入ってくるわけではありません。であるから、値下げをしなくてもいいですか、もしかしたらこのまま現有の施設を使って、償還金が、毎年の元金の支払いが減ってくるのであれば、もう少し我慢してもらえば水道料が値下げできるのだがという選択肢と、まあまあ両立でいかなければ私はならないと思っはいるのです。新しく更新の財源が要ることは間違いないわけでありますから、今、企業管理者がおっしゃった試算も大事でしょう。第一に市民負担をまずもって下げられるところから、私はもう一度やはり考え、両立で私はこの事業については見ていってほしい。そうした中で我々議会の応援になるわけでありますから。市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 「新水道ビジョン」コスト面の検証を急げ

現在のままで、日常的な部分は別にして、ほとんど更新も何もせずにやっていきますと、平成30年だったか平成31年だったか、赤字解消……（「平成27年」と叫ぶ者あり）今のままでいきますと平成30年代にはある程度の余裕が生まれるという状況は、今のままで、出てくるわけです。いわゆる償還部分が相当減りますので。ただそれは、ほとんど何も構わないでやるということです。

そして、今議員おっしゃったように、やはり両方考えながらやってきているつもりであります。将来的にはこうしていきたい、だけれども今の中でも少しでも値下げをしたいと。そこで、合併時に一度値下げしておりますが、今回、去年おとしからでしたか、福祉減免を踏み切っておりますし、今回は消費税の3%分は値上げをせずにその中で吸収させていただ

く、この財源も 5,000 万円から 6,000 万円でありますので、実質的には 3% 値下げです。水道料金は実質的には 3% 値下げですけれども、そういう手法を組み合わせながらやっているところであります。なるべくやはり市民の皆さん方から、負担感が消えるなんてことはありませんけれども、極力少しでも和らいでいただくような方法は常に水道事業管理者ともども考えてまいりたいと思っております。またどういう手法が使えば——ただ、1 年、2 年でよければいつでもすぐやれるのです。またそれですぐ上げなければならないと、これが非常に難しいことでもありますので、その辺を把握しながら値下げになるべくつながるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 「新水道ビジョン」コスト面の検証を急げ

借金返済がピークを迎えるのが、間もなくだと思っております。この 2 年、3 年うちでしょうか。元利合計で、ほぼ徴収する水道料金、売り上げと同じお金が借金返済で消えていくわけです。そして、さらには一般会計から 4 億 6,000 万円ぐらいだったか、これが足りない分として繰り入れられているわけであります。こういうことを考えながら赤字解消とか何とかということ、やはり判断がもう少し厳しかったほうがいいのではないかと私は思っています。余計あれですよ、これから新水道ビジョンにかかるにしても、これだけかかるよ、でなくて、本当に私どもがそうだな、一旦そこまで水道料金のほうにも手を加えながら、新しい設備投資をして改善に踏み切れるなというあたりまでは、徹底的に私はたたいてほしいと思っております。その辺のことを確認しながらこの質問を終わります。

2 若者の定住促進に真の競争力を磨け

2 点目に移ります。若者の定住促進に真の競争力を磨けということであります。今議会、私を含めて 7 名の一般質問に人口減少、若者の定住と申しますか、これがあげられていました。実に 40% であります。いかに人口減少に対する私ども、市民もそうですが、行政、議会が本当に全力を挙げて取り組んでいかなければならないという時代が、改めて認識されたと思っております。

最近開かれました第 31 次地方制度調査会、初日に 15 番議員から増田寛也さんのデータもいただきました。大変わかりやすいデータであります。岩手県知事を務められ、また第一次安倍内閣あるいは福田内閣でも総務大臣兼特命の地方分権改革担当大臣と、地方自治から国政まで広い視野で動き、考えてこられた増田さんならではの取り組みだと思っております。

その中で新潟県は——これは新しい観点ですよ——20 歳から 39 歳までの子どもさんを産める女性がどれだけ推移していくかという中、データがとり得ない福島県を含めると全国 32 位であります。これが高いか低いかは私はわかりませんが、そこまでやはり女性の数は減っていくほうから数えたほうが圧倒的に早い。

後で申し上げますけれども、市長が、都市だけが東京だけが人口を集めていくブラックホールだという表現がありました。理論物理学の先生の話なんかを聞いてみますれば、いやいやその時間を逆に回すとホワイトホールといって放出していく、そういう道が、そういう穴

があるのだということも聞きます。私どもではとっても理解ができませんが、ならば大都市から我々は還流する。これは恐らく若い人だけに絞れば困難はあるでしょう。しかしながら、若者の仕事を、あるいは新しい産業を下支えしていく、そういうための高齢者の大量受け入れも私はそのホワイトホールの1つの考え方として——この1,700余りの市町村、自治体が競争するわけです。全部ほとんど人口が減っているわけですから、何段か構えて若者の定住を考えてはいけない、そういう方向での私は発案といいますか、それが私は大事だと思っています。

まずそこで原点に戻るわけでありますが、若者の定住促進策としてのものづくり。いつも申すことでありますが市民憲章の大きな柱であります。しかし、残念ながらこの10年間、合併してものづくりに対しての——それは良質米産地としての農業、米作りに対してのことは、これは斬新なということは私は余り感じませんでした、取り組みはあったと思っています。しかしながら、農業の新規参入者に対する取り組みが、まだまだ足りないと思っています。何をやるか、いつやるか、ここまでは紙の上で何とかできますが、誰がやるか。全国の農業従事者の平均年齢を二、三歳上回っているといわれる我が南魚沼市。本当にここで新規参入者を市の戦略として考えていかないとならないのではないかと考えております。

ちなみにこの4月の初めですが、農業特区を受けたばかりの新潟市を調査してまいりました。去年の農業部門への新規参入の若者といたほうがいいのでしょう、66人いたそうあります。もう、さっき言いましたとおり誰が担うかを、戦略的な第一の柱としてやっていかなければならない。若者がここで定着していく大きな可能性を持っている部分だと私は思っています。この点についての考えをまず伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 若者の定住促進に真の競争力を磨け

市民憲章に「ものづくり」ということがうたわれているわけでありまして、ものづくりを大切にしますと、こういうことでもあります。その中で今具体的に農業部門においての新しい戦略といいますか、これで若い皆さん方がここに定住でき、そしてその職業につくことができるような方策ということでもあります。これはずっと申し上げてきておりますように、米はこういうふうブランドということでもあります。八色スイカ、八色しいたけ、キノコ類は割合とそういう面では参入しやすいといえますかそういう条件を整えておりますし、そのほかのものづくり的な部分といえますと、越後上布であるとか塩沢のつむぎであるとか、これらについてもこれは伝統的な部分であります、開拓する余地はあるということだと思っております。

具体的に農業だけに絞って申し上げますと、やはり米でいいますと米はこれから減反が廃止をされていくわけですから、つくって売れる魅力のある商品だということを、これはやはり参入しようと思う、あるいは迷っている皆さん方にきちんと理解していただかなければならないわけでもあります。

そこで、今年度からとにかく米を売る。まずは売る先ですね、これを確保しないことには、

ただ単に 10 町歩やれ、20 町歩やって、そして、つくれつくれと言ってもこれは全く本末転倒でありますから、その部分をきちんと示した上で、さあ、農業というのはこのくらい収入もあって、こういう魅力的な部分だ。特に米作りについては例えばこうだとか、これをきちんとやっていかなければならないわけであります。やみくもに、さあ、担い手の皆さんとか若い皆さん、新規参入してくださいなんて言ったって、これはなかなか簡単ではございませんので、そういう部分をきちんと形づくりながらやっていかなければならない。それがことし、この平成 26 年度のまずは一番重要な部分だと思っておりますので、その活動を今続けているというところであります。

あとは新農政の中でいろいろのプランが打ち出されておりますので、それらをどう活用できるのか。必ず農業で米をつくれとは私も言いませんけれども、コシヒカリだけだということも特には申し上げません。しかし、コシヒカリをつくってブランド品として売る、そのことで大きな利益も上がる、魅力もあるという形は、早くつくり上げなければならない。そういうことだと思っておりますので、その形づくりを年度内ぐらいには何とか方向性を示したいという考えを今持っているところであります。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 若者の定住促進に真の競争力を磨け

66 名の新規農業参入があった新潟市。新潟市を含めて農業特区は多分二百四十幾つかの全国の自治体からの応募があったとも聞いております。採用は 2 つの市であります。——新潟含めて兵庫県養父市。ということは、二百四十幾つかの市町村は、もう前もって経済特区を申請するだけの準備をしていたということです。新潟市が、ただただ 66 名の新規参入があったわけではありません。国の新規参入の若者に対しての助成ももちろんありますが、そのほかに新潟市は、2 年間に限ってですけれども、市のほうのまた独自の応援の金銭的なこともしていたという話であります。詳細について私は確認をしていますが、そういう担当者の話でありました。

要は農業振興ビジョンが、まだうちの市はいつになるかわからないですよ。先般の答弁ではさてさて平成二十何年なのかな、この辺が私は時間の大きな差だと思っております。既に特区申請をしている市町村、これから激変するであろう農業環境に対して新しいビジョンをつくろうとする自治体、これについての感覚について市長はどうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 若者の定住促進に真の競争力を磨け

残念ながら私たちの規模の市で特区申請に至るという作業は、残念ながらとてもできませんでした。新潟市の篠田市長ともちょっとお話をしたわけですが、新潟県内でやはり新潟市が名乗りを上げると、これはすばらしいことでもあります。これは新潟市内に限ったことではなくて、新潟県全体のイメージアップにもつながるので、ぜひとも頑張ってくださいということでもあります。

我々はそこまで至っておりませんが、ただ、さっき触れましたコシヒカリだとかあるいは

シイタケだとかスイカだとか、こういうことに特化いたしますと他の市町村に負けているということでは全くありませんから、大きなビジョンそのものも必要でありましょうけれども、我々はやはりそういう宝をきちんと市で売り出していく、そして追求していくということが私は大事だと思っております。

今の特区構想もようやく採択にはなりましたが、では現実的にいつからそれができるのだと。余り先の見通しは立っておりません。私たちが今求めているのは、農地の転用の部分とかそういうことを市町村に任せなさいと、これは求めております。特区の中でこれが認められるか否かはちょっとわかりません。農業委員会の皆さんとも話しているようであります。そういうところは非常にうらやましいと思うのですけれども、ほかに6次産業化をやるとか、そのときに農地転用が楽になるとかということはあるわけです。我々も6次産業化というのは目指しているところでありますし、道の駅の「雪あかり」等はその前例でありますし、ことしは魚沼みなみさんがまたあそこに直売所の建設に入りますので、そういうことで付加価値を上げていくということも視野に入れているわけであります。

ビジョン的に系列立ってきちんとした部分というのは、いつできるのか……（何事か叫ぶ者あり）ということだそうでありますので、それはそれとして。具体的に的を絞って今進めている最中でありますので、議員からもご理解を賜りたいと思っております、

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 若者の定住促進に真の競争力を磨け

農業委員会に対しての、非常にきつい縛りがあることも確かでありますし、兵庫の養父市にとりましても、農業委員会との調整が非常にまた課題として残ったそうであります。あの市はしかし、私ども南魚沼市と比べて大きさからいえば、決して今市長がおっしゃったような形ではないはずであります。

ましてや、世界に冠たる魚沼コシヒカリの頭1つぬきんでた産地であるわけであります。これを使えということではありませんけれども、やはり取り組むだけの姿勢といたしますか、これが——ああ、もしあの町に行けば、あの町に帰っていけば、また新しく行けば、元気があったり我々がまた一緒に考えられるそういう町だということが、私は新規就農者に対して大きな呼び水になると思っております。これについて新市の気運といたしますか、それについてのまた市長の見解を一応伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 2 若者の定住促進に真の競争力を磨け

そういう将来に希望が託せる、あるいは魅力的な部分を抱かせるという意味では、私もきのう、おとといかの朝日新聞にも載っておりますように、とにかくまず米を売る先を見つくと。非常に素朴で単純なことでありますけれども、これをやはり全国にきちんと打ち出していくことで、南魚沼に来て農業経営をやれば、ある意味心配なくと言っては失礼ですけれども、きちんと米作りも例えばやれるとか、きちんと売っていただけたらとか、そういう希望というのは大きく見いだせるわけであります。

人の批判はしませんけれども、ただ大きな構想だけをぼんと出して、では具体的には何を
するのだと言われるとなかなか今出てこないわけです。構想としては非常に素晴らしいこと
です。これを一つ一つ前進をさせていけば、当然先進地的なモデル例にもなるわけでありま
すので、そういう部分は我々も学ばなければなりません。とにもかくにも自分たちの地域の
農業これは基幹産業ということをずっと申し上げておりますから、これが発展するようにあ
りあらゆる知恵を絞りながらやっているということだけは、ご理解を賜りたいと思ってお
ります。露出度において負けているということではございませんので、十分またご理解賜り
たいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 若者の定住促進に真の競争力を磨け

まさに経営能力、なかなづく売るということですよ、売るということ。ブランドを持っ
ている地域とそうでない地域、これは非常に大きな利点とハンディの裏返しであります。そ
の利点を十分にアピールしながら、新規就農者の戦略的な確保に向けてリーダーシップをと
っていただきたい、これを申し上げておきます。

2点目になりますけれども、初日に議論がありました「隠れ南魚沼市民」これを呼び戻そ
うという、市役所の中での若手のプロジェクトチームでしょうか、なかなかいいことだと私
は思っております。報告書の冊子をもらってみました。3チームあるようではありますが、今
回はここから出ている5つのプランについて、「呼び戻せ！隠れ南魚沼市民」と、ウェブサイ
トに力を置いた訴え方をしていくということでありました。あとの4つを見てみると、なか
なか実はおもしろいものがあるのです。やはり、大変にお金がかかることでなかったり、あ
るいは将来お金がかかるかもしれないけれども、それについて準備をしていこうというプラ
ンであれば複数残しておきながら、組み合わせ若者にアピールしていく。これは私は必要
だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 若者の定住促進に真の競争力を磨け

まさにそのとおりでありまして、今現在採用したという部分については「呼び戻せ！隠れ
南魚沼市民」ということではありますが、そのほかにも素晴らしい提案がありまして、それら
を全くもうここで捨てたということではなくて、もう少しグレードアップをしてもらいた
いとか、このことについてはどうでしょうかというような問いかけもしております。当然今後
はそれらも含めて徐々に実現化していくと、また、新たな提案も出てくるということだと思
っておりますので、別にここでほかの部分は切ったとかそういうことではございませんので、
よろしく願いいたします。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2 若者の定住促進に真の競争力を磨け

柳の下にいつもどじょうはいないよ、ということわざがありますが、1匹や2匹はいるの
ですね。その1匹目のどじょうが本当にこのやり方で手に入るかどうかというのは、実はか

なりリスクがあるのです。でありますから、何も先鉄砲をかって危険を冒しながら、お金のかかることであるとか、非常にマンパワーがかかることであるとかということに、すぐに飛びつけとは私は申しません。ただ、目を皿のようにして情報を見ながら、2匹目のどじょうを確実に狙ってほしい。総務部長に恨みがあるわけではありませんが、今はやりですからとなってはもう終わりですよ、申しわけございません、部長。そういうことも踏まえながら、市長から何といっても新市の気運のアンテナを張り続けてほしいということを提案しますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 若者の定住促進に真の競争力を磨け

議員ご提言のとおり、そういうつもりで頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質問順位 12 番、議席番号 7 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 今定例会は人口問題や定住促進をテーマとした質問が複数あったわけですが、昨日は大安ということもあり、私の近所に住む若者が婚姻届を提出いたしました。「お二人の幸せを南魚沼市も応援しています」というすてきな紙をもらってきたそうですが、とてもよいことだと思いました。婚姻届を提出したときから、ずっとこの町に住みたいと思えるような施策をどんどんやっていていただきたいと願っております。では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

小・中学校の課外活動に対する支援拡充をということで質問させていただきます。学校運営を取り巻く環境は、大きく変化しております。経済状況も回復基調にあるとはいえ、いまだ地方の活性化には至らず、保護者の皆さんは教育に対する質に関しては相当にご難儀をされていると思います。教育は国家の大計と何度となく申し上げてまいりましたし、そのことについての異論はないと思います。経済状況の悪化が直接教育の低下につながるようなことは行政として避けなければならないと思います。

私個人といたしましては、教育予算だけに関したことで決してないのですが、これまでの提言に対しては十分過ぎるほどのご検討をいただいていたと思っております。例えば塩沢小学校であります、屋上にある天体望遠鏡の活用が、複雑な修理や調整が必要であったために今まで活用が不十分でありました。それを前の校長先生、教頭先生が何とかしなくてはならないと行動を起こし、現在の校長、教頭が継続して実現化に働きかけていることは非常によい例であります。早く子どもたちに天体観測ができるようにしてあげたいと思っております。

また、学校図書室の整備も先生と生徒と地域のボランティアの方々が一体となって行いました。このボランティアの参加に関しては子ども・若者育成支援センターのご協力があったと伺っています。さらにタブレット端末の導入も決定したそうであり、教材としての有効活

用に大いに期待したいと思います。

よい教育の提供とは、一概によい先生に恵まれたとか、予算がついたということだけでは解決できないと思いますが、教育のソフトの部分とハードの部分の調和が必要だと思います。その点で言いますと、大原運動公園の設備は必ず近い将来やってよかったということになるでありましょうし、後に市を背負っていく若者たちも、将来必要となる体育施設は、それに準じてよいものを整備していくことが最善の策と考えるでしょう。

今回は、ハード面の整備を進めてきた教育部門において、次のステップをどう考えるかを質問していきたいと思っておりますが、やはりソフト面を充実していかななくては、ハードが生きてこないのは事実であります。限りある資源を有効活用して、子どもたちによりよい環境を提供することが我々の使命だと考えております。

特に議論してみたいのは、学校運営にかかわる予算であります。塩沢小学校を例に挙げますと、地域の皆様に後援会費として多額のご負担をしていただいております。ここで言う地域の皆様とは、保護者だけではなく学校と全く関係のない住民の方も含まれます。こういった方々からのご支援により、課外活動費を捻出しています。例えば課外クラブ、課外スポーツクラブの送迎バス代、大会参加費、クロスカントリー用具購入費、金管クラブの楽器のメンテナンス等です。後援会の会議の席では、あくまでも子どもの負担を親がするべきというご意見もありましたし、こんなに大勢の児童が活動しているのだから、もっと補助をしてもよいのではないかというご意見もありましたが、決して全て行政に負担してほしいというような保護者からの意見はありませんでしたし、できる限り自助努力をやる前提で行政からの支援を期待するものであります。

ここでの問題関心は、児童生徒の課外活動の負担はどかが担うのか、あるいは課外活動ではありますが、教育の一環として活動することに対して行政はどこまで支援できるのかです。地域の方々が後援会費としてご負担していただいていることに対しては、感謝しきれないほどでありますし、地域と学校との結びつきは決してなくしてはならないと考えます。しかし、現状は、後援会費をご負担していただいている方々のほとんどが、学校とは無縁となっている世帯であり、高齢者世帯も含まれております。こういった方々に対してどこまでご支援をお願いできるものか。また、高齢者世帯にまでご負担をお願いしなければ学校運営はやっていけないのでしょうか。

公立学校としてなすべきことは結果の平等ではなく、まず機会の平等であります。私は行政と地域の手厚い支援を受けた公立学校で育った子どもは、やがて地元に戻り貢献するであろうという仮説を立て、積極的な教育支援を行うべきと考えております。少子化が問題となっている今日、人口を増やすことも大事ですが、少ない今の子どもたちにどれだけよい環境を提供するのかをまず考えなくてはならないと思います。

平成 10 年から平成 25 年の間に小中学生は約 1,800 人減少しています。小中学校に通う約 5,000 人の子どもたちのために、行政の支援はどこまでが可能なのか。未来の方向性も含めてご答弁いただければと思います。以上、演壇での発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

桑原議員の質問にお答え申し上げます。今、議員の質問の中で「学校とは無縁の皆様方からの支援」という言葉がありました。これはまさに子どもがいなくなればそういうことあります。学生を抱えている家庭でなくなれば無縁。しかし、今は無縁であっても以前は必ずいたと思われまます。学校の後援会活動というのは、地域を挙げて——確かどこの地域もそうであります。行政区長さんの代表が後援会長みたいな形になって、経費的な部分を捻出しているわけでありまして、本当にありがたいことだと思っております。ですが、これは学校に子どもが行っているから行っていないから、関係あるからないからということではなくて、今後も続けていっていただきたいとは思っているところであります。

そこで、小中学校の整備、いわゆるハードですね、これはもう市が当然やらなければならないわけでありまして、学校の大規模改修、あるいは改築をずっと進めてきておりますし、今後も継続していくということでもあります。

ソフト面で申し上げますと、市では教育の基本となるまず学習の充実を、これは一番重視していかなければならないわけであります。平等に学ぶことができるようにという意味も込めまして、特別支援教育の充実の中では、特別支援助手、介護員 58 名、外国人帰国生への対応等で 3 人の支援員を配置して教育の充実を図っている、こういうことでもあります。

課外活動部分につきまして、バスの送迎代は今、ご存じかと思えますけれども、「中越大会以上参加補助金」それから「市民の文化・スポーツ奨励棚村基金」での支援、または用具購入費、楽器のメンテナンス等につきまして、額は多くはありませんけれども学校配当予算で対応することは当然可能であります。

できる限りの対応を行いたいと思っておりますけれども、課外活動の経費を全て市で負担すると、これは非常に難しい部分がございますので、先ほど申し上げました保護者あるいは地域の方々からご支援をいただきながら、まずは子どもたちのために、保護者、地域が市と一体となって支えていっていただきたい。我々も当然努力をさせていただくということでもあります。この後、具体的な部分のご質問については、私が教育長に答弁させる部分も出てくるかと思われまますので、よろしく願い申し上げます。

○議 長 7 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

今、市長から答弁いただきました。後援会費負担していただいている皆様方は、決して子どもさんが学校に通っていなくても無縁ということではございませんで、ちょっと私の発言が不適切だったかと思っております。地域活動はやはり循環していくものでありますので、今後ともしっかり支えていっていただきたいと思っております。

通告どおりに順次質問してまいりたいと思います。塩小学校の天体望遠鏡とプラネタリウムの観光資源化ということで質問させていただきたいと思います。児童の課外活動とは少し離れるかもしれませんが、児童や保護者が参加する学校の行事としての活用が期待されるも

のと考えられます。

天体望遠鏡とプラネタリウムの設備ですが、なかなか持っている学校はないと思われます。せっかく設備してあるものですから、地域の行事での活用や学校のほうで先生方が今いろいろ構想を練っておられる「星のきらめく牧之通り」として、観光資源として生かしていくことは可能であるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

今現在、私が承知しております、市内にプラネタリウムが存在するのは、八海山麓にあります日大の理工学部の施設、あそこにすばらしいものがあり、これは当然ですけれども十分稼働可能。ただ、今どの程度利用されているのか。富岡先生がいらしたころは、あそこで子どもたちに説明をしたり、あるいは一緒に楽しんだりということがあったのですが、今はどうでしょうかちょっとわかりません。塩沢の学校にありますので、これを観光資源的にということになりますと、ちょっと私が答弁に窮しますので、教育長に答弁をさせていただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

観光的というよりは、教育に対しての要望があります。今現在、既存の予算で修理の手配等をしておりますので、桑原議員の要望どおりのほうで進んでいるということでございます。既に着手しているということでございます。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

着手ということで、非常に期待しております。塩沢小学校の天体望遠鏡に関しましては、学校からちょっと資料をいただいています、まだ過去3回程度の利用しかないということです。せっかくの設備でございますので、何とか観光利用とまではいなくても、地域の天体観測であるとか、天文教室といった部分でまた積極的に活用できるように整備のほうをお願いしていきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。学校での読書の充実でございます。市立図書館ができて私も行ってまいりましたが、非常にいいです。家の近くにあれば毎日そこに行きたいなというぐらいすてきな図書館ができました。

ただし、児童生徒はなかなか図書館までは行くことができないわけでございます。学校図書館での読書あるいは家庭での読書を充実させることは、非常に重要であるかと思えます。市立図書館と学校図書館との連携、そして小中学校の希望する図書購入等についてどう対応していくのか。これまでに幾度となく私も質問していますが、図書館もオープンしましたので具体的な方針を聞かせていただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

ご承知のように今の市立図書館を開館するに当たりまして、司書の配置の中で学校図書館との連携をという強いご要望もございましたので、当然ですけれども、学校連携司書を配置しているところであります。学校での図書の購入、整理の支援をさせていただきますし、図書の購入費につきましては、文科省はちゃんと予算を交付税の中で見ているのだということをおっしゃっています。本当にそんなに入っているかどうかは別にいたしまして、これは私はもう常に申し上げておりますけれども、学校でどの程度の図書がどのくらい必要なのか。その当時、1年で整備をするから全部上げてくれと言ったのです。全く上がってこなかったという経過もありまして、今の先生方でそのことがわかっている人は、もうおりませんけれども、そのくらい積極的に図書の購入についても考えておりますので、当然学校予算の中で対応可能ということでご理解いただきたいと思います。

また、購入に当たって、必要に応じて児童生徒の意見は、我々というよりは学校のほうで聞き取りをしながら、こういう本も欲しい、ああいう本も欲しいと、これはきちんと上げてきていただければ、予算の中で対応するものはきちんとしていくということでもあります。よろしくお願いいたします。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

予算のほうも恐らく確保されているのかなと思っておりますし、学校のほうから積極的にやはり要望を出せば、対応可能かなと私は思っております。

子どもたちにとっては、学校の図書室にない本を市立図書館から借りられるということは、非常によいことでありますし、市立図書館のほうに予約した本が自分の学校に届くということは、非常にうれしいことであり、読書に対する動機づけが高まると私は期待しています。十分な学校との連携を司書の方に期待をしたいと思っております。

次の質問に移ります。保護者の送迎に対する負担軽減というところに入ります。小学校、中学校ともに練習や大会に参加する送り迎えが、保護者にとって大変な負担だと伺っております。お金だけではなく時間的な負担も相当になっているようであります。また、乗り合いによる送迎では、事故等の心配もあります。

小学校の課外活動の送迎費用については、学校では大変なご苦勞をされているか、あるいは100%保護者が行っているようであります。また、先ほどありました地域の皆様から支援していただいた後援会費を使って対応しているところもあるようです。中学校の部活動では、先ほど市長の答弁にあったとおりであります。大会の参加だけではなくふだんの練習に対する送迎の頻度が、格段に高くなるということです。先ほど市長から答弁もございましたが、改めてこの部分に対して支援がどのように考えられるのか、お聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

中学校の部活練習の参加については、当然ですけれどもふだんは保護者の皆さん、あるいは自分で自転車等でやっているところでもありますし、長期休みの期間は一部送迎バスの運行

を行っているところもございます。基本的には徒歩、自転車の利用、そして保護者の送迎こういうことが見られているところでもあります。手段については任せておりますので、ふだんはどういう手段を使おうがそれはやってくださいと、簡単に言えばそういうことですね。大会の参加につきましては、市あるいは委託バスによって送迎を行っておりますので、ふだんの練習時に常に送迎バス等を用意しろというのは、ちょっとなかなか対応できかねるというところをご理解いただきたいと思います。思っております。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

中学生だと十日町のほうの陸上競技場に行くというときは、かなりご難儀をされているようですけれども、今の答弁ですとスクールバスとかマイクロバス等の利用も可能であるということですので、そこら辺は学校のほうの工夫も必要なのかなという気がいたします。

引き続き送迎に関してですけれども、経営学の考察を公共政策に当てはめた合併の検証が進んでおりまして、その中で規模の経済性という分野がございます。住民1人当たりに対する行政コストの効率がどの程度なのかという考察ですが、当市の合併した面積だと、大体18万人ぐらいの人口が必要になってくるという試算であるそうです。

公共交通サービスのあり方というのは、もともとうちの市みたいな大きな面積を抱えているところは、コストがかかる要因を持っている自治体の課題ではないかと思いますが、この部分を改善することによって、また新たな可能性も見えてくると思われまます。この部分の前向きな研究をもっとするべきではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

公共交通につきましては、現在、来年から実施をすべく計画をもうそろそろ決定する段階にきておりまして、目指すところは全集落を必ずバス等が回るということが、一大目標になっております。そして頻度はそう多くはないということになりますけれども、主要な公共施設、あるいは買い物ができる施設、病院、こういうところには必ず立ち寄るということも考えております。

そこで、全て行政が無料で行うということは限界がございますので、ワンコイン的に料金もいただこうと。これも今検討しているところでありまして、来年の6月前後には実施に移りたいというところであります。また、計画的な部分がきちんとまとまりましたら、皆様方にご報告申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

非常に明確な答弁をいただきました。全て行政が無料でやるということは、私も賛同はできないわけで、利用者は多少なりとも負担をしていただくというのが、最も適切ではないかと思っております。この部分も報告をまた待ちたいと思っております。

次にスキー道具購入についてですけれども、これは各学校で対応がそれぞれ異なっている

ようであります。後援会費でそろえ、徐々に毎年買い足しているところもあるようです、いろいろ対応が違うということです。ただし、スキーは消耗品でありまして長くは使えないと。アルペンスキーに関しては、ほとんどレンタルが主流になりつつあるということでありました。

どこの小学校も保護者の方にお聞きすると、スキー道具は高額だし大変だという声が聞かれています。今、各学校のスキー道具に対するお話を聞きますと、本当に小野塚選手が銅メダルをとった出身の地域かなと、疑うような状況ではないかなと私は感じていました。南魚沼市はスキーを体育授業としてだけではなく、産業として捉えなければならない地域にあると思います。この部分を検討の材料として各学校の状況を調査し、何らかの改善策を検討する必要がありますのではないかと思います、この部分に関してはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

今おっしゃっていただいたようにスキー用具関係については、後援会費あるいはPTA会費これらの中で、保護者負担ということで原則的には今きているわけであります。当然ですけども、アルペンスキーもノルディックも含めて、なかなかスキー用具あるいはウェア、これらを整えるのは大変なことだということは十分理解をしております。状況がどうなのかこれらも把握をしながら、検討を加えるべきことがあれば検討を加えていかなければならない。

ただ、我々が望むことは、本来スキー授業をもっとアルペンもやってもらいたいのですね、授業として。授業としてやるということは、いわゆる学校のほうで用具を提供するということにもつながるわけでありますから、知事にもそのことはお願いしてあります。なかなか我々だけでできないものですから。知事は非常に明快に「やりましょう」と言っていますけれども、なかなか簡単ではないようであります。県下いろいろばらつきございますので、そういうことも含めて状況をまたもう一度きちんと把握をして、どういう検討が加えられるのか、これらを総合的に判断してまいりたいと思っております。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

今もすごくわかりやすい答弁をいただきました。やはりこの地域は、アルペンもノルディックもスキーのすばらしさとか楽しさを、まず地元の子どもたちが知らない、これが発展していかないと思っておりますので、この部分もやはり現状把握した中で検討を進めていっていただきたいと思っております。

最後の項目ですが、音楽活動です。スポーツだけではなくて音楽の活動も、小中学校は一生懸命やっております。楽器も消耗品でありまして、各学校相当古いものを使っているようであります。必ずしも高くいいものを子どもたちに与えるということが必要だとは思いませんが、音楽はある程度の水準のものを使っていないと、上達にも影響が出るということでありました。金管クラブの楽器をたまたま拝見させていただきましたが、本当にぴかぴかな

トランペットというものはなくて、もうほぼさびのパイプではないかというぐらいで4、かわいそうだなと思いました。

ぜひ、教育委員会のほうでも、どんな楽器で子どもたちが授業とか課外活動をやっているのかを、スキー同様に実態把握をしていただいて対応——先ほども学校で予算の中で対応できるのではないかというところもありましたが、まず実態を把握していただけないか、そういうところがありますので、この点についていかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

私のほうからも教育委員会に対しまして、実態把握をしてもらいたいということは申し上げますが、ここで改めて教育長が決意のほどを述べますので、よろしく願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 小・中学校の課外活動に対する支援拡充を

実態把握を急いでやりたいと思っております。それと今までの中でスキーのアルペンについては、教育委員会としても特色ある補助金の中で傾斜配分——アルペンスキーに特化して授業をやっている学校には、多く配分をしております。決意は、速やかに実態把握をしたいということでございます。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は、明日6月18日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでした。

〔午後4時23分〕